

1. 令和7年第2回郡上市議会定例会議事日程（第4日）

令和7年6月17日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（17名）

1番	北山浩樹	2番	大坪隆成
3番	有井弥生	4番	和田樹典
5番	みずのまり	6番	蓑島正人
7番	池田源則	8番	池戸郁夫
9番	山田智志	10番	本田教治
11番	長岡文男	12番	田代まさよ
13番	田中義久	15番	森藤文男
16番	原喜与美	17番	野田かつひこ
18番	清水敏夫		

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	山川弘保	副市長	置田優一
副市長	乾松幸	教育長	熊田一泰
市長公室長	河合保隆	総務部長	加藤光俊
総務部付部長	村瀬正純	健康福祉部長	田口昌彦
農林水産部長	田代吉広	農林水産部付部長	伊藤公博
商工観光部長	粥川徹	建設部長	三輪幸司
環境水道部長	遠藤貴広	郡上偕楽園長	成瀬敦子
教育次長	長尾実	会計管理者	中山洋
消防長	兼山幸泰	郡上市民病院事務局長	藤田重信

国保白鳥病院事務局長 蓑 島 康 史

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 齋 藤 貴 代

議会事務局
議会総務課長 野 田 知 孝

議会事務局
議会総務課
主 任 荻 本 恵

◎開議の宣告

○議長（森藤文男） おはようございます。

議員各員におかれましては、出務御苦労さまであります。

ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

ここで、毎回、皆様方にはお願い申し上げますが、携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードにさせていただくよう御配慮のほう、よろしくお願いをいたします。

また、本日も傍聴に来ていただきまして誠にありがとうございます。郡上市議会傍聴規則第8条により、傍聴人は撮影、録音等が禁止されておりますので、併せてよろしくお願いをいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、よろしくお願いをいたします。

(午前 9時30分)

◎会議録署名議員の指名

○議長（森藤文男） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員は、10番 本田教治議員、13番 田中義久議員を指名いたします。

◎一般質問

○議長（森藤文男） 日程2、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従いましてお願いをいたします。

なお、質問の順序はあらかじめ抽せんにて決定しております。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いをいたします。また、答弁につきましては、要領よくお答えされますようお願いをいたします。

また、終了の5分前になりますとチャイムが鳴りますので、それ以降は次の質問には入らないような配慮をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

◇ みずの ま り 議員

○議長（森藤文男） それでは、5番 みずのまり議員の質問を許可いたします。

5番 みずのまり議員。

○5番（みずのまり） 皆さん、おはようございます。

5番 みずのまりです。通告に従い質問します。

地域社会における市民の移動手段について、昨今「モビリティジャスティス」とか「ライツオブモビリティ」とかいう言葉がございます。これは人々の移動の格差、不平等についての概念です。

いわゆる社会正義と呼ばれているものの一種です。分かりやすいのは、バリアフリーです。

健常者には何てことない段差も体の不自由な方には大きな問題だよ、移動できないよということで、で、そういうものはなるべくなくしましょうと。これは、モビリティジャスティスの運動の一つです。結構身近な問題なんですね。

ところで、郡上市の令和6年の子どもの数、138人でした。3万7,000人余りで、生まれた子は138人です。白鳥45人、八幡44人ですか。

この子たちが20年後、二十歳になったとき、どんな郡上になっているのか。そもそも郡上はそのときあるのか、ないのか。この子どもたちは、郡上に居続けてもらえるのか、あるいは戻ってくるのか。その上で私たちはよく考える必要があると思います。

郡上市の数年来の一般会計、当初予算ですね、平均すると約270から280億円台とすると、そのうちの2億円以上、これも約ですが、現在郡上市は鉄道で蒸発させています。この経費は、今後もどんどん膨れ上がっていくと言われていています。このような状態を、モビリティジャスティスとかライツオブモビリティといった観点から考えると、どういうことが言えるのか。

今日は、長良川鉄道と地域の公共交通について質問します。

さて、長良川鉄道、ここでは親しみを込めて「長鉄」と呼称させていただきます。

長鉄に関して、交通対策特別委員会というのがございまして、平成19年から20年において活動報告をされています。最後の報告書は、次のように結ばれています。「当委員会としては、長良川鉄道越美南線再生計画の期間満了となる平成23年をめどに、収支の改善が全く見られない場合は、郡上八幡駅から北濃駅間の廃線もやむなしとの意見が多数」とあります。これは、平成23年ですから、2011年ですか、今から14年前です。

続いて令和4年ですが、総務委員会が改めて提言をしています。

これは、令和5年から始まる市の公共交通における新たな計画策定に伴うものですが、さきの交通対策特別委員会の報告から既にもう14年も過ぎちゃったよ、部分廃止を含めた根本的な議論を進めたらいかがですかという提言をしているんです。

こうした長鉄問題というのは、今年に入ってメディアでも見かけるようになりました。

それで、市民の皆さんの中には、にわかには問題となったようにお感じの方もお見えになるかもしれませんが、実は、議会ではかなり早い段階から度々注意喚起、あるいは問題提起がされてきたわけです。

令和4年ですが、住民アンケートも行われています。このアンケートですが、郡上市のサイトで公開されていますので、市民の皆様もぜひ目を通していただけるといいかなと思います。

資料をお願いします。

このアンケートによると、回答者の90%が長鉄を利用していない一方で、観光資源としては残す

べきだという意見が多く見られます。

これは、一言で言うと、使っていないけど、なくなるのは嫌だよという感じでしょうか。

長鉄自体は、非常に好かれているんです。これはすごく分かります。

今回、多くの事業をカットした山川市長にはクレームがたくさん来ていますが、この何倍ものお金を溶かしている長鉄にはみんななぜか優しいというね。かく言う私も長鉄は大好きです。そこは、多分理屈じゃないんでしょう。

郡上の人たちの多くは、もう長鉄を使わなくなったんですが、代わりに長鉄は何を運んでいるかという、空気じゃないんです、郡上の人たちの思い出や心をきつと運んでいるんでしょうね。

アンケートでも分かることなんですが、長鉄の日常的な利用者というのは、今はもう学生さんなんです。今、大人の人たちがどうする、ああすると議論されているんですけども、長鉄の主人公が実は学生さんであり、子どもたちなんだということは、一つ押さえておきたい大事な点かなと思います。

ところで、学生さんの長鉄の利用実態というものを企画課にお尋ねしたところ、このときは正確なデータが分からないよということで、ちょっとデータとか資料とか頂けなかったんですが、私のほうで白鳥町内の某高校——某高校というのは1校しかないんですけども、某高校に聞き取り調査を行ったところ、学校側は生徒さんの利用実態の詳細を把握されているんです。これは、当然といえば当然だと思います。

これは、そのとき頂いた資料を基に私が作ったグラフです。ちょっと御覧ください。資料お願いします。

もちろん、これは完全無欠なものではなくて、ある地区のある学校の生徒さんが長鉄をどういうふうに使っているかという、あくまで目安にしてください。

実際にこうして見ると、美並から通っていらっしゃる方とか、お見えなんです。しかし、圧倒的にバスとか自家用車なんです。普通に歩いている人も結構お見えです。

少なからずの学生さんがこうやって長鉄を利用している現在、減便や廃線で、ただでさえ減少傾向にある学生さんが、またこれでさらに減っちゃうよ、これじゃ学校なくなっちゃうかもしれないよということで、学校関係者はこの長鉄問題に関しては、非常に心配されています。

そこで、まず教育委員会にお尋ねします。

これは小項目1、長良川鉄道の利用者についてです。この利用者というのは、実質上学生さんのことなんですが、教育委員会は学生さんの利用実態を把握されているものなんでしょうか。また、長鉄に関して企画課との連携はございますか。例えば、今までに何らかの協議の場は設けられてきたでしょうか。

あと、教育委員会は長鉄問題に関してどのようなスタンスで取り組まれるのか、その点も可能な

ら教えてください。

最後の質問は、事務方ですとスタンスと言われてもちょっと答えにくいかもしれませんが、可能ならよろしく願いいたします。

○議長（森藤文男） みずのまり議員の質問に答弁を求めます。

長尾教育次長。

○教育次長（長尾 実） それでは、お答えします。

郡上市では、少子化を克服し、高齢の方も若い方も誰もが豊かに暮らすための一環として、高校生通学・下宿支援事業を拡充いたしました。

これまでは、市内の県立高校2校の存続と保護者の負担軽減を図ることを目的として補助金の支給を行ってまいりましたが、市外へ通学する生徒には補助金の支給がなく、郡上の大切な子という視点から不公平が生じており、市外の高校へ通学・下宿する生徒も補助の対象とし、平等に支援が受けられるように事業の拡充を図りました。

高校生通学支援事業については、市内の業者から定期券を購入する際には、補助金を差し引いた金額で保護者に販売し、業者には1か月ごとに補助金分を支給しております。長良川鉄道も同様に行っており、1か月ごとに販売実績の一覧表を提出いただいているため、定期券を購入している、通学している生徒の利用実態については把握しております。

また、議員御指摘の年度ごとに作成しております学校要覧にも、生徒たちの主な通学方法について掲載されております。

また、企画課との連携につきましては、地域公共交通会議の委員として、郡上高校、郡上北高校のPTA会長、小中学校校長会長に加わっていただくとともに、高校生の年間の長良川鉄道利用実績を提供するなどして、お互いに連携しながら協議の場を設けております。

現時点としましては、教育委員会としては中学生の進路等にも影響があると考えられますから、今後の推移を見ながら、高校とも連絡を密にしていく必要があると考えております。

また、市の教育委員会は、小中学校を所管しております。県立高校は、県の教育委員会の所管でございます。そういったことで、あまり踏み込んだ発言はできないということは、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

（5番議員挙手）

○議長（森藤文男） みずのまり議員。

○5番（みずのまり） ありがとうございます。教育委員会は、当事者である学生さんや学校側と接点のある部局ですから、そこは積極的に取り組んでいきたいよというお話として受け止めます。

では、今度は企画課にお尋ねします。企画課では、長鉄問題に関して対策チームは設けず、予算

もないことから、担当の職員が一人で対応するということでした。

これは、恐らく私の聞き方がまずかったと思いますが、おそらく、下調べとか資料集めとか、そういったことについてのお話だと思います。きっと、一人で仕事をできるものに関しては一人でするよというお話だったと思うんですけども。

ただ、長鉄問題というのは、市民の移手段、移動の権利における問題で、そこには多くのステークホルダーが存在しているんです。

そうすると、当然交通会議のような複数の識者、関係者による協議の場がやっぱり必要だと思います。そこには、教育委員会あるいは健康福祉部とか、様々な各部局にも席についてもらうべきではないかなと思うんですが、どうでしょうか。

そこで質問です。小項目2ですが、地域公共交通会議についてです。協議の場に、教育委員会、あるいは利用者との関わりの深いステークホルダーはちゃんと参加していますか、あるいは、今後参加を予定していますか。

あと、企画課はこの長鉄問題に関して今現在どんな準備をされているのか、そこも可能な限り教えてください。

以上です。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

河合市長公室長。

○市長公室長（河合保隆） それでは、お答えをさせていただきます。

初めに、地域公共交通会議についてでございますが、市では道路運送法等の法律に基づく法定会議といたしまして、郡上市地域公共交通会議という会議を行っております。

この会議では、主宰者である市長をはじめ、乗合バスやタクシー、長良川鉄道などの交通事業者や関係組織の代表、運転者組織の代表、国や県の交通関係部署、そして道路管理を行っている部署、警察、大学教授などなど公共交通の運行や管理、研究に携わる立場の方々と市民・利用者の代表など、公共交通を利用する立場の方、この双方で組織をしているというものでございます。

このうち、公共交通を利用する立場の方々といたしましては、地域の実情や課題に応じて各地域から市民や利用者の代表の選出をさせていただいているほか、小中学校の校長会長、郡上高校、郡上北高校のPTA会長、社会福祉協議会の代表、観光連盟の代表など、日常的に公共交通を必要とする方々の関係者に就任をいただいております。

令和6年4月の山川市長が就任後、3回の公共交通会議を開催いたしました。その中で、教育関係者の一人から、長良川鉄道利用を含め、市外に通学をしている生徒に対する通学費支援の拡充に関する御意見がございました。長良川鉄道の運行そのものに関する意見というものはございませんでした。

次に、現在の企画課の取組についてでございます。3月末の長良川鉄道沿線市町の首長会とその報道発表以降、郡上市では市長公室の企画課において、郡上八幡駅から北濃駅間を廃線すると仮定した場合に、市民の移動手段や郡上市の観光振興に不利益とならないことを前提といたしまして、廃線後の代替バスによる運行形態や運行経費のシミュレーションを進めていくところでございます。

また、一部廃線することによって郡上八幡駅以北の鉄道施設を更新する必要がなくなることから、廃線後の将来の鉄道施設整備費用の縮減額のシミュレーションとともに、路線の短縮に伴う沿線市町の負担割合と金額の試算についても進めているところでございます。

先ほど、議員から一人で行っているというようなお話がございましたが、企画課の交通対策係という係がございまして、その係のほうで進めているというところでございます。

このように郡上市として検討すべきことを進める一方で、沿線市町の課長と担当者、そして長良川鉄道株式会社の職員が定期的集まりまして、一部廃線を仮定とした場合に、長良川鉄道全体に及ぼす影響やその影響を把握するための手法について検討していくこととなります。

例えば、美濃加茂市から郡上市にかけては、長良川鉄道沿線を中心に高校が9校でございますので、鉄道の通学利用状況を把握し、潜在的な利用を掘り起こす必要があるとのことで、高校生へのアンケート調査を行うことを進めております。また、長良川鉄道としましても、利用者の年齢層、利用目的、どの駅から乗ってどの駅に降りるか、どの便を何人が利用しているかなどについて、詳細を把握できていないことから、これらのことを調べる、OD調査と呼ばれる調査でございますので、その調査の実施について、必要性も含めて検討しております。

以上です。

(5番議員挙手)

○議長（森藤文男） みずのまり議員。

○5番（みずのまり） ありがとうございます。よく分かりました。

どうしてこういうことを聞いているかということですが、長鉄の主役、当事者は学生さんだと考えたとき、ステークホルダーってまさに教育委員会や先生とか、学校関係者なんです、PTAとか。市民で言えば、子育て世代ということになると思います。

あるいは、じゃあですね、市民の移動する権利といった論点で考えてみましょう。そうすると、そこで主役、当事者となるのは誰ですか。そのときは、市民全体とも言えますが、特に中でも配慮が必要な人というとな誰になるかと言いますと、例えば、お年寄りとか、体の不自由な方とか、通院されているとか、言ってみれば、交通弱者とか、社会的弱者ということになるかと思うんです。つまり、これどういうことが言えるかということ、公共交通というより、地域交通といった発想が必要になってくるかと思えます。

公共交通というと、自主運行バスは入るけど、スクールバスは別やよとか、もう限定的な話しか

できへんじゃないですか。

ここで、次の資料を御覧ください。お願いします。

これは、郡上市が計画している地域交通のイメージです。理想みたいなものなんですけども、これを思い描くとき、我々は郡上市全体、市民全体を見ないといけないわけです。そこでは限りある資源、限りある財源を有効に使いながら、なるべく公平に市民の移動する自由や移動する権利をどうやって守っていくかというようなセンスが必要になってくると思うんです。それこそがまさに、ライツオブモビリティとか、モビリティジャスティスみたいな話なわけです。要は、もっと包括的で根本的な話をしたいんです。

この話って実は、ちょうど1年前にここで、1番の北山議員も全く同じこと言っているんです。彼は、バスについておっしゃっていたんですけども、今、私は、その鉄道版を言っているという状態なんです。

ここからが大事なんですけども、長鉄の問題も赤字だから廃線にするという話ではないと思うんです。本当は市民の移動する権利とか、移動する自由とかそういった観点から考えるべきなんじゃないかということです。ジャスティスは、どこにあるのかということです。

我々は、長鉄の問題を観光資源やノスタルジー、里山イデオロギーとか、情緒的で感情的で、ある意味理屈じゃない側面から捉えがちなんです。

里山イデオロギーって何、ってなりますけど、里山に来ると癒されるとか、里山の暮らしこそが人間的な暮らしなんだとか、里山は世界を救うとかですね。言ってみれば、里山的なものへの幻想です。それはすごく分かります。私もそう思います。めちゃくちゃ分かりますが。

でも、この場合そのような理屈じゃないものを優先してきた場合、長鉄の主演として見えてくるのって誰なのかということです。それは、例えば経済的に余裕のある大人や外国人になろうかと思えます。要するに富裕層です。観光客とか、人生を楽しめる余裕のある人たち、文化的に高い人とか、リテラシーの高い人、インテリジェンスの高い人、そういう人たちが主人公になっていくんじゃないかなと思います。つまり、理屈じゃないものを消費するためには、お金も必要だし、時間も必要だし、社会的地位も必要だし、高いインテリジェンスも必要なんです。そういう強い人たちじゃないと、理屈じゃないものを消費するということができないんです。そういう人たちが、もし主人公になっていったら、どうですか。

問題は、私はそこじゃないんじゃないかって思っているんです。この問題における当事者は、子どもや子育て世代、そしてお年寄りを含めた交通弱者なんです。弱い人たちじゃないといけないんです。

これから先、そうした人たちの市内における移動手段をどうしていけばいいのか。10年先、20年先、いやいや、50年先まで見越して考えていく。本当はそういう中で長鉄問題も捉えていかないと

いけないんじゃないかということです。

そうすると、長鉄問題の本質は、財源や観光資源の問題ではなくて、実は郡上市の教育であり、子育てであり、医療や福祉の問題なんじゃないの。ここは、大事なことなのでもう一回言います。長鉄問題の本質は、財源や観光資源の問題じゃなくて、実は郡上市の教育であり、子育てであり、医療や福祉の問題なんです。どうするかということをその上で考えてほしいんです。市民の皆様にも、執行部の皆様にも、そして市長にもです。その上で、正しい判断をしてほしいんです。まさに、ジャスティスはどこにあるのかということです。

では、最後に市長にお尋ねしたいと思います。

市長は、任期中に答えを出すとおっしゃっていますが、実際もうあと2年と半年しかありません。もうあまり時間がないと思うんです。あつという間です、これは。

前回の一般質問で市長は、「長鉄の存続を単なる赤字路線の廃止、継続という経済的な問題に留まらず、人口減少という社会状況と地域全体の暮らしの未来に関わる複合的な課題だ」と、こう答えていらっしゃるんです。つまり、何が言いたいかという、もう答えは出てるんじゃないですか。出てると思うんですよ。私たちがやるべきことともう決まっていると思うんです。

長鉄の再編に伴い、学生さんの通学手段が確保されるように、代替手段への事業プランというの、もうしっかり立てるべきだと思うし、部分的に実験とかしてもいいと思うし。

これ廃線にするにも、莫大な資金が必要じゃないですか。どうやってクローズしていくんだと。クローズした後、残った資源の処分や利活用をどうしていくんだとか、段階的な転換へのロードマップとか、ビジョンとかっていうのをもう具体的に示していったいいんじゃないですかと思うんです。

そこで、最後の質問です。郡上市の未来と地域公共交通の在り方についてです。

以上、お伝えしたことを踏まえて、市長のお考えを聞きたいと思います。

この件に関しては、もう何回も何回もお答えいただいて、委員会も含めると、本当にたくさんお話ししていただいていると思います。本当に申し訳ないんですけども、今まで以上に踏み込んだ答弁を期待しております。よろしく願いいたします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

山川市長。

○市長（山川弘保） みずの議員の御質問にお答えいたします。

まず、郡上市の財政負担、鉄道の利用状況をおさらいしたいと思います。

長鉄が安全に安定的に運行するため、鉄道施設の整備費用部分を国、県、そして沿線市町が協調して補助をしているほか、運行に係る赤字部分を沿線市町が全面的に補填しています。これらの負担は、受益人口や区間距離、また駅の数などで応分の割合を決めています。

その費用に関して郡上市が負担した額をそれぞれ御説明申し上げますと、レールや枕木の更新や車両整備などの施設整備費、これにつきましては令和元年度に約1億200万円であったものが令和5年度には1億6,500万円となり、令和6年度は信号保安設備などの更新もありましたので、2億6,600万円に上っており、年々、御指摘のとおり増加傾向にあります。加えて、経営安定のための運行補助は、令和元年度に約6,700万円であったものが、人件費や燃料費の高騰などの影響もあり、令和6年には約8,700万円、計、これまでの上と下を合わせますと、昨年度は3億5,300万円と大変大きな負担になりました。

また、この間の利用状況につきましては、令和元年度に78万1,000人、コロナ禍により令和2年、3年度には50万人台に落ち込んだものの、徐々に回復し、令和6年度には77万4,000人となっています。しかし、これは、最も利用者が多かった平成4年度、180万4,000人の約43%、長良川鉄道を利用される方々の減少は顕著ですが、先ほど御指摘いただいたように、令和6年度の通学利用者は38万9,000人であることから、長鉄が沿線市町の高校生の重要な交通手段になっていくということは、この状況は変わっておりません。

このような状況を踏まえつつ私は市長就任後、学生や市外へ移動する市民にとっての重要な移動手段として、また観光資源としての存続・維持を基本とした上で、必要な見直し案を沿線市町に対して提案していきたい、また、私の任期である4年間の間に郡上市としての具体的な方針を示していきたいとこの本議会の答弁や施政方針において明言してまいりました。こうした中、昨年度末に、関市長としての考えとして、山下市長が郡上八幡駅以北または美濃白鳥駅以北の一部廃線の検討ということを市議会で言及されました。それも市町の首長会においても種々の協議を行っておりますが、まだそのお答えにつきましては、明確に検討は出ておりませんので、この場では発言は控えさせていただきます。

代替交通手段の確保につきましては、一部廃線後のことにつきましては、先ほど市長公室長のほうから申しあげましたように、現在、市民の移動手段、郡上市の観光振興、こういったことに不利益にならないことを前提に検討を進めております。しかしながら、代替バスを走らせる場合、現行の路線バスの便数より増えること、また運転手の確保や財政的な支援など課題も大変ございます。

新聞報道でも御覧になったと思いますが、去る5月28日に開催されました長鉄株式会社の取締役の後、沿線市町の首長が集まり話をする中で、郡上八幡駅もしくは美濃白鳥駅以北の一部廃線の検討は進めつつ、現状でも間引き運行、これを行うことの検討が示されました。

間引き運行をする際、利用される方々に納得していただけるためにも、どの便に、どのような目的で、どの程度の人が乗っているのか、詳細な調査が必要になると考えています。加えて、郡上八幡駅以北の一部廃線に関しましては、この間引き運行の検討結果を踏まえることで、代替バスの便数や財政支援の金額も抑えられる可能性がありますので、これは引き続き検討してまいりたいと思

っています。

郡上の地域における公共交通のネットワークの再編につきましては、抜本的な見直しを行うという言葉を使い、これから市民の皆様とともに取り組んでいくとお話ししました。長鉄に限らず、中部縦貫や濃飛横断、こういった高規格道路も見据えながら、これからの公共交通ネットワーク、根底から考えていくべきだと考えます。

市民との対話等につきましては、これから様々なシミュレーションを行った結果、こういったものを共有したいと考えています。情報は全て出して、皆様とともに同じテーブルで考えていくことが必要だと考えます。

段階的な計画策定につきましては、市の方向を決めるための、議員御指摘の実証実験、これも取り入れていきたいと思っています。

長鉄につきましては、私も譲れない部分は譲れないとはっきりと申し上げていきたいと考えています。しかしこれは、沿線市町の微妙な複雑なバランスの上に成り立っておりますので、郡上市だけが得をする、郡上市だけがいいからといって、ほかの市町の了解が取れない場合、これは認められることはありません。

そういった中で、県の広域な交通であることから岐阜県等も入っていただき、主になって考えていただければならないと思っています。

ただいまいろいろお話をしましたが、こういったいろいろな問題はございますが。一つ、現在は既に撤去されていますけれど、白鳥町大島駅に、こういう標語が残っています。「越美線存続」、「南北両線開通」。「住民こそって一人でも多く一回でも多く利用。収入増加のほかなし。百回の陳情より一回の利用。昭和42年盛夏」。こう書いてあります。

やはり、議員御指摘のアンケート結果、約98%の人が利用しないという、この数字を跳ね返すことができるのか。これから、標語の言う、残したいというのであれば、訴えるだけでなく、まず乗ること、これが原則だと思っています。こういった中で、第三セクターとして、それを存続させようとした先人たちの思いをしっかりと胸に入れ、高校へ通学する生徒の足を確保することと観光面での特化した活用に転換する、これは議員御指摘のとおりだと思いますので、今後市内の公共交通を見据えた上で、今後の長良川鉄道に関して考えてまいりたいと思います。

任期中には、必ず検討いたします。

以上です。

(5番議員挙手)

○議長(森藤文男) みずのまり議員。

○5番(みずのまり) 市長、どうもありがとうございます。

今回、私のほうもいろんな方々にヒアリングをさせていただきました。学校関係者、そして市民

の方々、いろんな意見がございますことは承知しております。

ここでは、特定の固有名を申し上げられませんが、長鉄問題に関しては、皆で考えようという市民の方々のムーブメントがございます。今月末に、その集会がございますが、その関係者の方ともお話をしたんです。

この活動は、是非を決めるものじゃないんだと。みんなで集まって、行政で何とかしてほしいと頼み込む、そういう時代はもう終わったんです。自分たちの町のことだから、自分たちで考えていくんだ、そういうきっかけにしたいんだよ。もちろん、これがこの運動を代表する意見ではないけど僕はそう思ってるよ、そうおっしゃってました。これも非常に印象的なお話でした。

美並の旧温泉施設ですが、民間の手で再生しようというアクションが始まっており、クラファンが立ち上がりました。ちまたでは、これも大変な話題となっております。

一方、郡上おどりですが、投げ銭制度という、これも非常にエポックメイキングな試みに挑戦されようとしています。このように、市民が主体になって地域の社会構造が変容していくということもこの郡上では、今まさに起こっているんです。これはすばらしいことだと思うし、一種の希望だと思っています。

長鉄の再編は、このように郡上の社会が変わる。今までをリセットして、次の段階へ移行できるような、そういうきっかけになっていけばいいのかなと思います。

その過程で様々な反応がございますでしょう。これは、みんなで一緒に怒られながらやっていけばいいんじゃないかなと思っています。

たとえ、いつか、今悪者になったとしても、これは、郡上の138人、この子たちが20年後、50年後に振り返ったとき、評価されるようなそういう仕事を私たちはすべきではないでしょうか。

以上で、私の一般質問を終わります。御拝聴ありがとうございました。

○議長（森藤文男） 以上で、みずのまり議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は10時25分を予定しております。

(午前10時10分)

○議長（森藤文男） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午前10時25分)

◇ 清水敏夫 議員

○議長（森藤文男） 18番 清水敏夫議員の質問を許可いたします。

18番 清水敏夫議員。

○18番（清水敏夫） こんにちは、清水敏夫でございます。ありがとうございます。議長よりお許

しを頂きましたので、通告した事案に基づきまして、これより一般質問をさせていただきます。今日はみずの議員から劇場型の声も、格調高い声も出たんですが、僕は年も重ねましたのでお経様のような低音でまいります、お聞き苦しい点がありましたら、よろしく御容赦いただきたいというふうに思います。

今回は、夢の道路と言いますけど、これは私が勝手に思うんですが、高鷲と明宝間の実現に向けての1点のみでございます。担当の三輪建設部長さん、山川市長さんにはどうかよろしく御教示方お願いをいたします。

さて、少し余談になりますが、山川市長さんには郡上市長3代目を継がれまして1年2か月余りになりますかね。以来、日夜を問わずの御奮闘の姿に接し、まずはねぎらいの言葉を。本当に御苦労さまです。市長就任以来、特に厳しい市の財政運営を余儀なくされておられます中で、郡上市の明日、未来に向けての御尽力には深く感謝を申し上げます。

このことは令和7年度の当初予算の編成におきましても、多くの事業予算を見直したり、または廃止という勇断をされたことにも分かります。こここのころの市長さんの御挨拶の中で、これは僕の理解なんですけど、静かなる水面に大きな——これも私の解釈ですが、大きな石か岩を投げ込んだということで、水面に大きな渦とかうねりとか、あるいは波紋を呼び、市民の皆さんからは叱咤と激励を頂いております。そして、その折々には市長としての考えをしっかりと、そして丁寧に述べております。

私も市民の皆さんからは、「そんなに郡上はお金はないかな」とか、「何でそこまで予算を切らなあかんのや」とか、その反面、「市長も大変やし御苦労さまやな」とか、「私たちもできることで協力せないかな」、そんな不満と支援の両方が混在していることも事実だというふうに思います。そうした声を聞くとき私は、明日の郡上市を描く上で、また、消滅可能性都市にさせないためにも、山川市長さんの決断は、また願いは、確かな選択だと厳しい声を伺うたびに、意を強くする一人でもあります。山川市長、どうかめげないで邁進していただきたいと思います。もとより、いつもこやかで温かみのある明るい山川市長さんですが、ときには頭を下げて御協力をお願いされることが多いかと思いますが、市長には暗いイメージは絶対に似合いません。今こそ、持ち前の笑顔と人間味で、市民に夢と希望を与えてくださるよう、願うばかりであります。

ちょっと前談が長くなりましたが、そろそろ質問に入らせていただきます。なお、これらの質問があるからといって市長さんを今、特別よいしょしたというわけでは、そんな裏心はございませんので、あらかじめ申し上げておきます。

それでは、本日のテーマ、夢の道路実現に向けてです。前段は三輪建設部長さんに、後段は山川市長さんに、よろしくお願いをいたします。

まずは、前段の質問です。令和2年9月定例会、約5年前になりますが、当時の日置市長さんに

質問した経緯がありますので、少し紹介をしたいと思います。

その折には、スノーリゾート形成上、高鷲と明宝を結ぶ道路構想につき質問をしました。市長さんの答弁を若干振り返ります。市長いわく、「質問の道路は数年前、慶応大学の米田雅子先生が提唱された異種の道ネットワークに該当し、スノーリゾート構想上も必要な夢のある道路だと思う。新規の道路投資が、老朽化する道路の維持補修に経費がかかる中で実現しにくい、構想なくして実現はないので、夢を描きながら進めたい」。また、当時の建設部長さんも、「質問の道路については、平成29年度に県と市が共同で郡上市幹線道路ネットワーク構想を作成した。市北部の横軸とともに各地域を結ぶ環状的なルートとして、長期的な観点で今後も調査研究を進めたい」とございます。

あれから5年の歳月が流れたようでございます。市として厳しい財政の中とは思いますが、その後の取組について、また、併せて市幹線道路ネットワークの構想について、再度お伺いできたらと考えます。三輪建設部長さん、よろしく願いをいたします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

三輪建設部長。

○建設部長（三輪幸司） それでは、お答えをいたします。

タブレットに郡上市幹線道路ネットワーク構想の図面を準備いたしましたので、図面のほうを御覧ください。

御質問がありました、郡上市幹線道路ネットワーク構想における高鷲—明宝間につきましては、令和2年9月の御質問以降でございますけれども、進展がなく現在に至っている状況でございます。構想策定時の高鷲—明宝間の幹線道路ネットワークの整備による効果としまして、高鷲—明宝間の所要時間短縮による、農林水産品等の流通利便性の向上と地域間交流の活性化、また観光振興の促進としまして、観光周遊ネットワークの形成、リゾートエリアへの来訪者の増加などがございますとか、地域間の連携強化としまして、災害時や異常気象時における対応力の向上や生活等の安全性、安定性の確保などが期待されることとして、構想に位置づけられているところでございます。

御質問の高鷲—明宝間の路線につきましては、降雪が多く急峻であり、高規格な道路整備は難しいと考えておりますが、構想としては必要な道路として認識しており、夢を持ち続けることは重要だと考えているところでございます。

以上でございます。

（18番議員挙手）

○議長（森藤文男） 清水敏夫議員。

○18番（清水敏夫） 建設部長には経緯を含めまして答弁いただきましてありがとうございました。

図面にありますように、明宝の水沢上、スキー場のところから高鷲へつなげたという道路は、これ

はネットワーク上は成立するわけですが、なかなか現実には難しいかなという思いですが、夢は持ち続けたいということで、今日も質問しておく次第でございます。ありがとうございました。

では、後段の質問に入ります。この道路については5年前に日置市長さんより、将来、市にとって必要な夢の道路だが実現はしにくいという考えでした。ところが、私はどうしても諦めがつかないので、なかなかそういう性格でもございますので、再度この話題にしたわけでございます。夢をもう一度ということで、新山川市長に託す決断をいたし、今日の質問になりました。

「夢」という1文字を「実現」という2文字にするためには、特に大プロジェクトは歳月を要することは、私もよく承知をしております。めいほうトンネル開通も声を出してから半世紀、50年を超えました。

ちょうど昨日、郡上市で開催された令和7年度濃飛横断自動車道合同促進大会の席で、野島県議さんが挨拶の中で触れられた、昭和64年、1989年7月1日岐阜新聞に掲載の八幡町と下呂町を高速道で直結、その名も奥美濃横断ハイウェイ、こういった新聞の記事も当日見せていただきましたが、本当にそういうことで時間はかかると思いますが、今、これでも、あれから36年を経ましたけども、堀越峠がいよいよトンネル化することが現実化してきたのであります。私は先人各位の熱い思いに、我が胸のどきどき、わくわくを抑えながら開通を妄想というか、もう夢見ているような心地でした。改めて、私たちの今、夢を実現に導いていただけるのは山川市長さんしかない。山川市長さんの出番は、ちょっと古いですが、「今でしょ」と思うのは私だけでしょうか。そんな決意の下に質問に入ります。

またもや前置きが長くなりました。今日は1点だけですので、質問が、お許しを頂きたいというふうに思います。

この高鷲と明宝間を結ぼうという道路の起りは、平成27年6月、約10年前に遡りますけども、当時、国土交通省では災害時の国民の安全、安心の確保を図るため、山間地等において、民間を含めた多様な主体が管理する道を把握、共有することにより、避難路や代替輸送路として活用できないかということから、道路、農道、林道や民間の道の関係機関等で構成する多様な主体が管理する道の活用連絡会というものを設置されて、この会の座長には米田雅子、当時慶応大学の教授が就かれております。その年の8月には、米田雅子座長さんをはじめ皆川——当時の農林水産事務次官ですが——らが郡上入りをされました。そして、農業とか林業、観光関係を視察されるということで、そのときには大和町、高鷲町、明宝を視察されたことを覚えております。これらのことが、米田座長さんらが提唱された異種の道構想につながったのではないかと思います。

これよりちょっとタブレットを見ていただきたいというふうに思います。この視察に先立ちまして、平成24年ぐらいから、岐阜県では郡上市の異種の道への期待という、これは平成23年3月11日発生の東日本大震災の教訓からかもしれませんが、異種の道への期待として取りまとめが、取組が

進められました。そして、岐阜県緊急輸送道路ネットワーク図ということでまとめられたというふうに思いますが、当時資料がございましたので若干紹介したいと思います。

そのページの中で、これ、県の緊急輸送道路ネットワーク図からつける文面なんですけども、これから取り組むべきことということで、これまでの成果としては、平成24から26年の3か年で、郡上ばかりでなしに高山市、下呂市、郡上市の各地域での異種の道マップを作成した。次のステップとしては、3市が連携したモデル事業をということになっております。これまでの課題としては、今の平成24から26の3か年で、異種の道の有効性については確認されたが、事業実施には至っていない。次のステップとしては、施工までつなげるモデル事業を実施したいということになっております。そして最後に、郡上市、郡上地域の抱える課題ということでは、東西を結ぶ基幹道の欠如、例えば高鷲一明宝間の往来が遠回りだというようなことから、これには、課題解決には東西基幹道の実現が必要だということが総論で述べられております。

次、お願いいたします。次のページでは、高鷲から明宝を結ぶ東西基幹道案という形で、これは下呂一高山間、白川よりもネットワーク構想が当時あったと思っておりますが、ここでは明宝と高鷲を結ぶという形で、具体的には高鷲町にある鷲ヶ岳と、明宝の清見境にある烏帽子岳にかけての郡上市・高山市境に道を通すことで東西のネットワークを完成するという形で、ここではそういったことが具体的に東西基幹道という形で案はできております。

次にいつていただきたいと思っております。高鷲から明宝を結ぶ東西基幹道の意義という形で、これには下呂から高山、白川へということもありますけども、私は明宝と高鷲を結ぶということで見せていただきました。その意義としては、まずは地方創生ということで国土強靱化、緊急輸送道路ネットワークの拡充ということと、観光振興では下呂一白川、下呂一福井間の利便性向上、これは下呂のということでは言っていますね。それから、高鷲と明宝のスキー場間の利便性向上。これ、森林整備でいけば、国有林がほとんど通っていますので、国有林の森林整備の促進、それから民と国の連携、林業と建設の協働ということになっておりますが、これはやっぱり3市連携ということで、郡上、高山、下呂のいずれにも便益があるということで、最終的には3市連携の検討会の枠組みで、東西基幹道の実現に向けた取組を進めましょうということが当時の報告ですが、それから後、あまり具体的にはなっていないのが現状ではないかなというふうに思っています。

次の説明に入りますが、これらの、その当時に、より細かな説明ということで異種の道、道路提案図といいますか、これが描かれたものがございまして、参謀本部の地図を使って描かれておりますが、これで言いますと、当時4つの案が出されております。いずれもめいほうスキー場近くを経由して高鷲の鷲見に入るとかそういった形で、第1案、第2案、第3案、第4案とありまして、距離も国有林を使ったりする林道を使いますので、17キロから26キロ弱の道路になると思っておりますが、国有林は取りあえず3メートルぐらい。工事費も一番高いので51億円とか、プラン4に至っては34

億円ですが、これは今でいうともう倍くらいになるかなというふうに思いますけども。特に国有林を開発、利用するということがありますので、市だけではなかなかできないということで、国とか県とか市も巻き込んだ形のこの異種の道、道路提案図だというふうに思います。

以上、概要を述べたわけですが、山川市長さんには多分これは初耳の案件だと思いますが、夢を夢で終わらせないためにも、市長さんならではの持ち前の豊富な識見と優れた人格、多様な人脈のネットワークを最大限に駆使されて、市には負担のかからない形でいいものでこの事業採択をしていただきたいと。いつの日か——期限は設けません、僕も。いつの日か実現してください。そんなことを思いながら、今日は夢の道路、異種の道を市長に提言をさせていただきたいと思いますので、これより、できれば市長さんの思いをお伺いできればというふうに思います。どうかよろしく願いいたします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

山川市長。

○市長（山川弘保） 清水議員の御質問にお答えをしたいと思います。

高鷲と明宝間のネットワーク構想につきまして、※平成26年に提案された異種の道構想及び平成29年に策定した郡上市幹線道路ネットワーク構想以降、具体的な取組が進んでいない状況にあります。この点につきましては、市長としまして深くおわびを申し上げたいと思います。

今、議員のおっしゃいました、これまでの郡上の先人が取り組んできた大きな道、こういうことにつきましては、病院勤務時代にその方々とお話をするのがたくさんありました。めいほうトンネルは50年前にどれだけ国土交通省、その当時の建設省へ通ったか分からない。特に、明宝の村会議員の方は、もうその当時で80を過ぎておられましたけども、先輩について上京する。当時は1泊で行かないといけないような状況だったというようなこともお話しされ、あの峠でどれだけ車が落ちて事故が起こったか、そういうことを考えると、小川にはぜひあの道が欲しいんだと、大変粘り強い、その50年間を通して、やっとトンネルとして通ることができるようになったと大変喜んでおられました。

また、今回の濃飛横断自動車の堀越トンネル、これにつきましても構想が上げられた、先ほど議員がおっしゃった奥美濃横断ハイウェイ。今から36年前ですが、当時の構想では、鍾乳洞の山の中をトンネルを掘っていくということは、当時の技術では不可能である。どこから水が湧き出すか分からない、どこに大きな穴があるか分からないようなところをトンネルは掘れないということで、却下ということがあったそうですが、その後、郡上の先輩たちは粘り強く構想を持ち続け、何かいい機会がないか、いろいろな方に接触しながら今日のこの濃飛横断道路へ結びつける、そういった努力があったと思います。

皆川次官のいらっしゃったときの異種の道構想もそうです。私たちは今、そういった先人のよう

な30年、50年先の構想を粘り強くやっているのだろうか。こう考えますと、私たちにはその努力はしていないような気がします。足元のことばかり見て、今を生きなきゃいけない。やはりそうではなくて、30年、50年先、こういったことを考えるときに、この夢の道、この構想は、私は大変大切なものだと思います。

平成26年6月に、多様な主体が管理する道の活用という連絡会が発足し、異種——いわゆる異なった種類——の道ネットワークの実現に向けた取組が始まりました。同年8月には連絡会の米田雅子座長が郡上市を視察、そして高鷲地域と明宝地域を結ぶ路線について提案をされたと伺っております。既存の県道、林道、作業道、作業路などを活用し、郡上市と高山市の境界付近に新たな路線を通すことで、東西のネットワークを形成させるという大きな構想が提案されました。

また、平成29年に策定された郡上市幹線道路ネットワーク構想では、市内の幹線道路ネットワークを道路管理区分にとらわれず構築していくという方針を示しており、その中で、議員御説明のあったルートは、高鷲地域と明宝地域を結ぶ新規路線として位置づけられております。

この両地域はアウトドアゾーンということで、自然を利用した、これから先の大きな夢を描ける、そういった地域として位置づけられております。しかしながら、当時それぞれの路線の整備に当たっては、先ほど議員お示しになられたような4ルート、山間地を通る新規路線となることから、多額の事業費が見込まれるため、整備の難易度としては非常にこれは高いということも確かだったようです。構想の一つには、4キロ以上あるトンネルを掘るといようなものもあり、冬季の対策等も考えると、そういった大きな事業になるということもありました。

防災の点からは、高鷲と明宝を結ぶということは、明宝は郡上の東に位置しておりまして、阿寺断層に近いことからやはり道路の寸断、大きな災害が予想されます。そういったときに、こういう迂回路、避難路を造っておくということは非常に大切なことだと考えておりますし、また、郡上の中の大きな幹線道路がない空白道路地域としても、この点は非常に重要だと考えています。

郡上市の幹線道路の整備、必要や優先順位に基づいて段階的に進めておりますが、その中で、めいほうスキー場と鷲ヶ岳を結ぶ路線は、標高を1,000メートルを超える絶景のドライブルートで、四季折々に変化する壮大なパノラマビューが広がり、観光道路として非常に魅力的な場所となることが期待されます。

皆さんも御存じのように、東海北陸道、荘川インターを過ぎ、トンネルを過ぎた右側のところに広がる国有林やカラマツ林で、今は緑色をしていますが、秋になると一面の黄金色になっています。こういったところに、鷲ヶ岳の東山麓、そこにもしこの道路ができるとなれば、そこから見下ろす素晴らしい黄金の海、これは大変きれいなものになると私は考えています。郡上の大自然の中にある内ヶ谷ダム、これも名古屋から最も近い大きな人造湖となり、素晴らしい自然の中に人工物が入りますが、いいところになるでしょう。

また、こういった議員御指摘の構想の道、夢の道を造るということは、スノーリゾートなど地域資源と魅力を結びつける、郡上市の北部、いわゆる北郡上としての周遊を目指し、まずは高鷲地域と明宝地域を結ぶ路線の研究を進めることは必要だと思います。こういった意味で、県、林野庁のほうへは私も足を運びたいと考えています。

市長を1年と2か月ほど務めさせていただきました。この仕事をしていく上で、住民の皆さんの御意見はもちろん大切です。そして、人と人、人脈の大切さというものを知りました。いろいろな方にお話を聞いていただくこと、そして1人ではなくて2人、2人ではなくて3人、もっとたくさんの人たちと心、意思を一つにして、県、国にお願いをするということは、どれだけ大切なことかということもよく分かりました。在東京、在大阪の郡上人の皆様、岐阜県人の皆様、こういった方ともたくさんつながりができました。また、下呂市、高山市、白川村など、北部のそれぞれの首長さん、また、市長、村長、町長等に就任され1年目の首長さんたちとも、定期的に出会って意見を交換したりしています。それぞれの悩みがありますが、やはりこういった人たちと手を結んで、そしてこの大きな構想に向かっていくということ。

今後のこの夢の構想、これが夢で終わらないように、36年前の奥美濃横断ハイウェイが、昨日の促進大会でしっかりと心一つにして国に向かっていくんだということに結びつき、中津川工区が始まり、そして郡上も下呂も。この36年ということを、私は今議員のお話の中で、私たちがやらなければならない大きな夢の構想、夢にとどまらずしっかりと実現できるよう、これを向かっていきたいと思っています。今年度中、早速、県、国のほうへはそういった話を持っていき、どういった方向で進むか、どうしていったらいいのかというようなことだけでも始めていきたいと考えます。

私の思いは以上です。ありがとうございます。

(18番議員挙手)

○議長（森藤文男） 清水敏夫議員。

○18番（清水敏夫） 山川市長には本当に心温まる御回答を頂きまして、ありがとうございました。厳しい財政ではありますけども、やっぱり行政が、政治が夢を見せられないと地域の人も夢は見られないということがあろうかと思しますので、何とか、この道路に限らず、郡上の大きなプロジェクトをこれからもまた発案されると思いますが、ぜひともこの夢を夢で終わらせないための礎を少しずつ築いていただければありがたいと思います。

特に、今おっしゃっていただいたように、多様な人脈を駆使してでも市長は前向きに考えていただけるとのことですので、本当にこれは全くのスタートラインにしかありませんし、異種の道自体が現在、国のほうでどんな考えになっているかということは分かりませんが、ぜひまた訴えていただきながら、下呂、高山も巻き込んだ中で、山間の地域の、まあ、利便性ということも含めて、将来の人口減少に備えるためにもやっぱりこういうことは、インフラ整備は必要か

などということを思いますので、格段の御配慮をぜひともお願いしたいと思います。心から応援するつもりでございます。山川市長さん、本当にありがとうございました。

私もいい年になりましたが、人生はやっぱりどこまで行っても迷いばかりです。そして、悩みもいっぱいあります。でもそんなときにふと、愛知県の豊山町の出身でしたかね、元プロ野球選手の世界のイチローと言われた、あの人の言葉を時々胸に秘めておりますが。山川市長さんには釈迦に説法とは思いますが、二、三点紹介しますのでお聞きいただきたいというふうに思います。

まず、1つ目は、「小さなことを重ねることが、とんでもないところに行くただ一つの道」、こんなことを言っております。夢については、「夢は近づくと目標になる」とも言っております。最後に、このことは僕は非常に、今の市長さんには合うのかなと思いますが、「壁というのはできる人にしかやっこない。超えられる可能性のある人にしかやっこない。だから、壁があるときはチャンスだと思っている」というようなことを言っておりますが、誠に失礼でございますが、山川市長さんへのエールも込めまして、私の今回の異種の道、高鷲—明宝間の異種の道の実現につきましての夢を語らせていただきました。共に夢を共有していただきましたことに厚くお礼を申し上げまして——時間は十分残りましたが、これで一般質問を終わらせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（森藤文男） 以上で、清水敏夫議員の質問を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。再開は11時10分を予定をしております。

(午前10時58分)

○議長（森藤文男） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午前11時10分)

◎発言の訂正

○議長（森藤文男） ここで、山川市長より発言の訂正を求められておりますので、発言を許可いたします。

山川市長。

○市長（山川弘保） 先ほど18番 清水議員の答弁の中で、異種の道構想を「平成26年6月」と申しましたが、正確には「平成27年6月」でございましたので、訂正をさせていただきたいと思っております。申し訳ありませんでした。

◇ 北山浩樹議員

○議長（森藤文男） それでは、1番 北山浩樹議員の質問を許可いたします。

1 番 北山浩樹議員。

○1 番（北山浩樹） 議長に発言の許可を頂きましたので、一般質問をさせていただきたいと思いません。

先ほど清水議員から、劇場型というような、1 番劇場型、清水議員がお経というような話をされましたけれども、劇場型、いぶし銀ときて、いったい私はどういう立ち位置がいいのかなと思ったんですけども、私はもう肅々と質問のほうを進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

さて今回は、当市におけるカスタマーハラスメントの対策についての質問をさせていただきたいと思えます。

近年、全国的にカスタマーハラスメント、以下、カスハラと呼称させていただきますが、この問題が社会問題として顕在化しております。画像をお願いします。

今、皆さんのお手元に画像が出ているかと思いますが、このように長時間の窓口、電話の対応、大声での罵倒、不当な謝罪要求、SNSでの誹謗中傷などが挙げられます。これらの行為は、職員の心身に多大な負担を与え、職務執行に支障を来し、結果として市民全体の利便性を損なう深刻な問題です。市民の皆様からの正当な御意見や要望には真摯に対応するのが当然かとは思えます。しかし、悪質なハラスメント行為から職員を保護し、職務の公平性と継続性を担保することは、自治体の重要な責務であるかと思えます。カスハラは、職員個人の問題ではなく、組織全体で取り組むべき行政問題だからです。

全国では、カスハラ対策への様々な取組がされています。例えば、奈良市では、悪質なカスハラ事案に対する氏名公表制度を導入しています。岐阜県内では、御嵩町が具体的な対策を公表しており、お隣の下呂市では、庁舎内に音声録音機能付きカメラを設置し、カスハラ対策に加え、防犯対策としても活用されているとのこと。これらは、職員の安全確保と、公正かつ円滑な行政運営を両立させるための具体的な意思表示です。

郡上市におきましても、市民と日々接する中で、過度な要求といったカスハラ行為が職員に向けられているとの声を耳にします。こういった行為は、職務意欲の低下や早期離職につながりかねず、結果として市民サービスの質を低下させ、本市の行政運営に看過できない支障を来す可能性があります。

市民の皆様には質の高い行政サービスを継続的に提供するためには、まず、職員が安心して職務に専念できる環境が不可欠です。行政サービスは感情労働の側面が強く、職員には常に冷静かつ的確な判断が求められます。しかし、不当なハラスメントにさらされる職場環境は、その判断を鈍らせ、本来のパフォーマンスの発揮を妨げます。

そこで、小項目 1 つ目の質問です。市のカスハラ現状について。市が報告し、把握をしている件数

について、過去二、三年の発生状況などを具体的にお聞かせください。

○議長（森藤文男） 北山浩樹議員の質問に答弁を求めます。

河合市長公室長。

○市長公室長（河合保隆） それでは、お答えをさせていただきます。

対面、電話において侮辱や威圧的な言動、謝罪の要求など、これらのハラスメントに類する行為を受けたとして、令和6年度で11の課から報告を受けているものでございます。件数といたしましては50件以上ということですが、電話で暴言を言われるのは日常的だと回答する部署もございまして、こうしたものを含めるとすれば、実態としてはもう少しもっと大きな件数になるものだというふうに考えております。令和7年度については、4課から複数件の報告を受けている状況でございます。

職域を見ますと、窓口で対応する人数が多い部署ほど、カスタマーハラスメントが疑われる行為を受けている状況となっている。このような状況でございます。よろしく申し上げます。

（1番議員挙手）

○議長（森藤文男） 北山浩樹議員。

○1番（北山浩樹） ありがとうございます。郡上市においても同様な事案が発生している。メディアで取り上げているのとほとんど同様のような事案が数多くあるとお話でした。これらのことを、件数が多い少ないということはさておき、対岸の火事と捉えず、組織として対応していく必要があると改めて認識をいたしました。

職員によって被害の受け取り方は様々であります。その明確なルールの策定と、的確な運用が今後重要なのではないのでしょうか。カスハラに対し、職員が対応を統一し、組織として毅然とした姿勢を示すことは極めて重要だと思います。

次に、先ほどの回答も踏まえまして、小項目2つ目に入りたいと思います。

本市のカスハラ対策の現状と今後の展望についてです。これについては3点お聞きいたします。

1つ目、実態把握と情報共有の現状は。

現在、先ほど御回答もありましたが、各振興事務所を含め、カスハラに対する具体的な実態把握はどこまで行われているのでしょうか。ハラスメントを受けた職員からの内容や対応方法、組織的なデータ集計、分析、そのような問題共有はされているのでしょうか。

2つ目です。職員の安全確保と抑止対策です。

職員の安全確保とカスハラ行為の抑止力としての対策について、現在行っている対策は何かあるのでしょうか。

例えばですが、窓口での対応時間が長期に及ぶ場合など、上席者がサポートに入るなどの行動的な指針、検討が定められ、取り組まれているのでしょうか。職員が報告しにくい状況や泣き寝入り

といった状況は生じていませんか。

3つ目です。対応マニュアル・基本方針の策定と周知、法的措置のガイドラインです。

職員向けの明確な対応マニュアルや、組織として統一された基本方針などは策定され、広く公表はされているのでしょうか。また、悪質なカスハラ行為に対し、警察との連携や法的措置を視野に入れた対応について、具体的なガイドラインは整備され、各職員へ文書化などで周知はされているのでしょうか。

以上、3点についてお聞かせください。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

河合市長公室長。

○市長公室長（河合保隆） それでは、3点の御質問を頂きました。

初めに、実態の把握と情報の共有、こちらの状況についてでございますが、まず、実態の確実な把握には至っていないというのが現状でございます。市では、不当要求行為に対して組織的な対策を行うことを目的に、不当要求行為等防止対策委員会を設置をいたし、各所属での事例や状況を共有するとともに、顧問である郡上警察署刑事課長に対応方法等についてアドバイスを頂いております。ただ、元はこの委員会は、反社会的勢力による行政対象暴力を想定して作られたものでございまして、ただ、近年ではカスタマーハラスメント事案も報告をされていた状況でございます。代表的な事案の報告にとどまっていることから、実態の把握、共有には至っていないというような状況となっております。

今回、概要を把握することを目的に調査を行いました。その結果を見ますと、職員を誹謗中傷する精神的な攻撃、威圧的な言動、同じ言動を繰り返し長時間居座るなどが多く見られるほか、差別的な発言もあったということでございます。また、市が提供する行政サービス以外の事項について、独善的な主張を繰り返す行為も多く見られました。

このほか、例えば福祉関係では、一定の配慮が必要な方も多く、ハラスメントとして対処が難しいことから職員が強いストレスを感じていると、このような事例もありました。

今後においては実態の把握に努めまして、これらを集計、分析し、組織で共有した上で問題を整理し、改善に向けて組織的に取り組んでまいりたいと、このように考えております。

2点目の職員の安全確保と抑止対策についてでございます。

市では、令和6年3月にカスタマーハラスメント対策マニュアル——タブレットのほうで今ほど表紙の部分と、どんなことが規定しているかということで、目次の部分だけタブレットのほうで表示させていただきましたので、御覧いただけたらと思います。このマニュアルを策定いたしまして、これに沿って策を講じることとしております。マニュアルにはカスタマーハラスメントの判断基準のほか、対策を講ずる際には不当要求行為を行う者と不当要求行為を受けた者への対応を同時に行

うこととしております。

例えば、対象者の対応に注意を要する場合などにおいては、複数人での対応や状況を見て上司等が対応を代わり、相手と職員を一旦引き離すといった対応をすること、場合によっては、警察や顧問弁護士と連携を図るなどして職員の安全を確保することとしております。

過去には、大声を上げたり、繰り返し職員を拘束したりした来庁者について警察に相談したところ、指導を頂いて解決したという事例もございました。引き続き警察等と連携しながら対応していく考えでございます。

このほか、昨年9月からは私たち職員が着用する名札を苗字のみとする取組を行っております。また、今年3月には、カスタマーハラスメントが疑われる事案が発生したときには、所属長の判断によりボイスレコーダーを用いてやり取りを記録することを庁議の場で改めて通知をいたしました。併せて、その席では各課の窓口にカスタマーハラスメント防止啓発のポスターを掲示するようにとすることで、これもタブレットのほうに掲示をさせていただいておりますので御覧いただきたいと思いますが、このようなものを掲示をしていこうということを周知いたしましたところでございます。職員が報告しにくい状況や泣き寝入りといった事態を生じさせないように、今後とも環境整備に努めてまいりたいというふうに考えます。

3点目、対応マニュアル等の周知についてでございますが、マニュアルは作成時はもとより、年度替わりのタイミングで職員のグループウェアに掲示し周知をしておりますが、毎年行う不当要求行為等防止対策に関する職員研修の際にも周知を行っております。

今後マニュアルの周知や職員研修を継続するとともに、市の取組をホームページ等に掲載し、対外的に広報するなど新たな取組を検討いたしてまいります。職員が安心して職務に専念でき、質の高い行政サービスが提供できるよう、今後も努めてまいりたいと思っております。よろしく願いをいたします。

(1番議員挙手)

○議長（森藤文男） 北山浩樹議員。

○1番（北山浩樹） ありがとうございます。当市においても様々な取組がされているようなので安心はしました。今後もこのような状況に応じた対応というものをブラッシュアップしていただき、随時、質の高い行政サービスが提供できるように努めていただけたらと思います。

また、今後はカスハラにとどまらず様々なハラスメントの発生も予想されます。そのため、抑止力や証拠保全の必要性も加味し、必要に応じた箇所へカメラ等の設置も検討し、職場環境の維持、安全確保のためにも検討されてみたらいかがでしょうか。

本日の質問を通じて、私は本市におけるカスハラ対策の現状を広く市民や職員の方に把握していただけたと思います。執行部は今後具体的な対策を適宜推進していただくと同時に、市民の皆様

もカスハラについて理解を深めていただくということを強く望みます。カスハラ対策は決して市民の声を軽視するものではありません。むしろ、職員と市民、双方にとってよりよい人間関係や地域社会を構築していくためにも必要なルールなのではないでしょうか。それらを双方が理解することにより行政サービスの向上につながり、市の発展に大きく寄与していくのではないのでしょうか。これで私の大項目1つ目の質問を終わらせていただきます。

次に、大項目2つ目です。移動トレーラー式トイレ導入による防災・災害対策の強化と補助金活用についてというところで質問をさせていただきます。

郡上市が直面する2つの重要な課題、すなわち防災機能の強化と、当市の強みである郡上のおどりははじめとする観光振興に画期的な解決策をもたらす可能性を秘めた移動トレーラー式トイレの導入について質問をさせていただきます。画像をお願いします。

今、皆さんのお手元に表示されている画像ですが、阪神淡路大震災をはじめ、昨今の能登半島地震では、甚大な被害が報じられ、特に避難所におけるトイレの環境の劣悪さが大きな問題として再三クローズアップされてきました。

画像にあるように、水が使えず、仮設トイレの不足や不衛生な状況が続くことで、被災者の皆様が体調を崩されたり、水分摂取を控えることによるエコノミッククラス症候群などに陥り、災害関連死に直結する深刻な事態が多数報告されています。これは、地震大国である日本において、災害時のトイレ対策が喫緊の課題であることを改めて私たちに突きつけました。この郡上においても、いつ大規模な災害が襲いかかるか分かりません。非常事態において、避難所の生活環境の質は、被災者の心身の健康、ひいては、災害関連死を防ぐために極めて重要です。衛生的で快適なトイレの環境は、最も基本的な課題であると認識しております。

また、平時においても、本市最大の観光資源である、郡上おどりや白鳥おどりでは、毎年多くの観光客が訪れますが、会場の周辺のトイレ不足が長年の懸案となっています。徹夜踊りの最中にトイレを求めて奔走される姿は、観光客に不便をおかけするだけでなく、郡上の観光資源の魅力にも水を差しかねない問題です。

画像をお願いします。今回提案する移動トレーラー式トイレは、これらの災害型と平常時の多様なニーズに柔軟かつ高機能で対応できる、まさに一石二鳥の設備です。また別にトラックタイプのものもございます。——画像出るでしょうか——このようにトラックタイプのものもございます。

本日は、この導入が郡上市の防災力向上と、それにとどまらない多角的な地域貢献にどのように寄与し得るのか、特に郡上のおどりでの活用を含めた方策について質問をさせていただきます。

それでは、質問に入らせていただきます。

小項目の1つ目となります。移動トレーラー式トイレ導入による防災・災害対策の強化と補助金活用についてです。

郡上市では、大規模災害に備え、様々な防災対策を進めておられます。しかし、能登半島の地震の教訓が示すとおり、避難所におけるトイレ環境は依然として脆弱であると言わざるを得ません。水洗機能やバリアフリー機能が不十分な場所も少なくありません。劣悪なトイレ環境が被害者の健康を害し、二次的被害、いわゆる災害関連死の一因となったことは、メディアでも指摘をされています。

そこでお伺いいたします。市では、大規模災害時のトイレ環境の課題をどのように認識されていますか。また、水洗機能、衛生面、バリアフリー対応、女性や高齢者、小さなお子様連れの利用に配慮した移動式トレーラー式トイレは、被災された方々の精神的ストレスを軽減し、尊厳を保つ上で不可欠であると考えますが、そのニーズに応えられるものとして認識はされているでしょうか。

移動トレーラー式トイレの導入に当たっては、国や自治体の導入事例で活用されている緊急防災・減災事業債や地方公共団体向けの補助金・交付金制度などの財政的支援が活用できます。特に、緊急防災・減災事業債は、その7割が地方交付税措置、つまり返済不要となり、自治体の負担が大幅に軽減される極めて有利な制度です。能登半島地震を受け、全国的に防災対策への意識が高まり、この種の補助金が積極的に活用されています。

その一例として、長野県では、民間事業者が移動設置型トイレを整備する際に補助を行う事業も実施しています。栃木県の自治体でも、災害時協力協定を条件に、1台当たり359万円の補助金を出しています。

市としても、財源が十分厳しいことは承知をしています。しかし、このような国の手厚い財政支援や他の自治体の成功事例を参考に、導入を積極的に検討はできないでしょうか。画像をお願いします。

既に岐阜県では、今画像にあるとおり、災害時のトイレ環境保全のため、令和6年12月にトラック式のものを導入されておられるようです。当然、導入後には、平時の保管場所、災害時の迅速な展開フロー、電力、給排水の確保やメンテナンス体制など、課題はあるとももちろん認識はしております。しかし、災害関連死の減少など具体的な効果があるのも事実です。

そこで、能登半島地震で実際に発生した問題点を踏まえ、具体的に導入を計画、または検討できるのか、これらの補助金制度への申請可能性などについて、市としての見通しをお聞かせください。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） 質問は3点あったかと思いますが、大規模災害発生時のトイレ環境の現状認識、2点目はトレーラー式トイレの有効性に関する認識、3点目は補助制度などの実現の可能性という点かと思います。

まず、トイレ環境の課題につきましては、能登半島地震に派遣した市職員からも報告を受けてお

ります。職員は輪島市で避難所支援を行い、報告では、多くの被災者がおられたことから、相当数の仮設トイレが設置されていたこと、また先ほど画像で紹介があったように、断水等で使用できなくなった施設内の洋式トイレが、ビニール袋と凝固剤を使用した非常用トイレになっていたとのことであります。いずれのトイレも快適ではなく、避難者がトイレの利用回数を少なくするため、食事や水分補給を控える傾向にあるなど、災害時のトイレ環境は、被災者の健康にも害を及ぼす深刻な問題と認識しております。

2点目の移動トレーラー式トイレの有効性につきましては、大規模災害時に有用であると考えてございます。国では、男女共に快適に使用できる仮設トイレを快適トイレと名付けまして、その仕様を示されています。具体的には、洋式便座、水洗機能、二重ロック等の機能を有するもので、移動トレーラー式トイレなどにもこの快適トイレの仕様が普及しております。このトイレは、衛生状態の改善やプライバシーの確保、また、避難者の健康や心理的な安定を支えることができ、避難者ニーズに応えるものであると考えております。

最後に、他団体が実施しておりますような補助制度の可能性については、国の手厚い財政支援が活用できることを前提としまして、令和8年度実施に向けて検討してまいります。

導入に当たりましては、御提案の移動トレーラー式トイレに限らず、トイレカー、移動コンテナ式トイレなど、他自治体の事例を参考にしながら、郡上市にとってよりよい制度となるよう検討してまいります。

以上です。

(1番議員挙手)

○議長(森藤文男) 北山浩樹議員。

○1番(北山浩樹) ありがとうございます。今お話をお聞きしたとおり、当市でも前向きに検討は可能であるというお話でした。実際に、もし採用されるようであれば、他市の状況なども詳細に見ていただけたらいいかなというふうには思っております。

そこで、小項目2つ目に移りたいと思います。

小項目2つ目、移動トレーラー式トイレの多角的な活用、特に郡上のおどりでの活用について質問をさせていただきます。

今回の移動トレーラー式トイレは、災害時だけでなく、平常時においてもその機動性と高機能性を生かし、市の地域活性化に大きく貢献できる可能性を秘めていると考えます。

そこで、市の観光資源でもある、郡上のおどりでの活用に焦点を当ててお伺いをいたします。

本市最大の観光資源である、郡上のおどりでは、期間中、特に徹夜おどりの際には、大変多くの方が来場されます。会場周辺のトイレ不足が慢性的な課題なのではないでしょうか。移動トレーラー式トイレを導入した場合、郡上のおどり期間中、観光客の皆様の利便性向上や満足度向上につ

ながっていくのではないのでしょうか。

例えば、人通りの多い、郡上八幡城下町プラザ周辺や新町通り、または主要なおどり会場の近くなど、既存のトイレでは対応し切れないエリアに臨機応変に設置することで、国内外を問わず、観光客の皆様がトイレ問題を気にせず、安心して踊りを楽しめる環境が提供できると考えます。この点については、どうお考えでしょうか。

また、この移動トレーラー式トイレは、郡上のおどり以外のイベント、例えば市内で行われるスポーツイベントや他の祭り、観光施設などでの利用、季節ごとのイベント、多目的施設での活用なども可能なのではないのでしょうか。

郡上市は、年間を通じて多様なイベントが開催されております。そうした場で、移動トレーラー式トイレを活用することで、参加者の快適性向上はもちろんのこと、イベント自体の魅力向上にもつながっていくのではないのでしょうか。観光客や参加者の快適性向上につながるこの点について、どのように思っておられるか、お考えをお聞かせください。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

粥川商工観光部長。

○商工観光部長（粥川 徹） 北山議員からの、郡上のおどりやその他の市内イベント開催の際におきます、移動トレーラー式トイレの活用の可能性についてお答えさせていただきます。

現在の、郡上のおどり開催時におけるトイレの状況についてですが、今、議員さんがおっしゃられていましたとおり、最も人出が多い徹夜おどり期間、郡上おどりの徹夜おどり期間において、踊り本部や踊り会場係など、こういった係において確認しておりますが、トイレの場所についての問合せは多々お受けすることがあります。しかしながら、トイレが混雑しておるとか、トイレが足りないのではないかと、そういった御意見のほうについての、苦情であったり御意見というものは、現状として受けておらないという状況となっております。また、徹夜おどり期間中になります、仮設トイレのほうを、旧庁舎記念館裏に設置しております。しかしながら、こちらの仮設トイレの汚水のくみ取り量が極めて少ない状況となっております。今年度におきましては、これまでの使用実績を鑑みまして、設置しないという方向性で進めております。このため、郡上のおどりにつきましては、議員がおっしゃられて提案されております移動トレーラー式トイレの設置については、検討しておりません。しかしながら、市内で開催されますその他のイベント、例えば、今年度新たに開催予定しております商工振興イベント、こういった場合において入り込み客数や開催会場による既存のトイレの状況を鑑みながら、試験的な設置を行うことも検討しておりますので、各イベントの必要性であったり、そういった部分を鑑みながら対応について検討してまいりたいというふうを考えております。

以上、観光面におきます移動トレーラー式トイレの活用について答弁させていただきましたの

で、よろしく申し上げます。

(1 番議員挙手)

○議長（森藤文男） 北山浩樹議員。

○1 番（北山浩樹） ありがとうございます。今、商工観光部長のほうからお話があった踊りでのトイレの問題についてですが、数が足りないということではなく、場所のお問合せが多いというようなお話でした。実際に私も踊りの場に行ったことがあります。トイレの場所が分からず奔走するときに実際、自分もありました。また、設置してあるトイレがやはりちょっと薄暗かったり、影になるような、目につかないような場所になって利用がしづらいという状況もありましたので、御質問させていただきました。

次に、小項目3つ目です。移動トレーラー式トイレの導入・運用における官民連携の可能性について、というところに質問させていただきます。

市内の企業や団体が災害時協力協定などを締結し、移動トレーラー式トイレの導入・運用に参画するような官民連携の可能性、ここについてお伺いをいたします。

例えば、郡上のおどりの主催団体や地域の観光協会などの連携により、先ほどもお話ししたとおり、平時はイベントなどで活用し、災害時には市に提供するといった地域全体で防災力を高めつつ、観光振興にも寄与する仕組みを構築することはできないのでしょうか。ここで画像をお願いします。

これは志摩市さんの移動トレーラー式ではなく、移動トラック式トイレの背面になるんですけども。このように行政の負担を軽減し、地域の絆を高める、これはクラウドファンディングのようなものを利用しておるんですけども、このような活動にも寄与することができるのではないかということで、これについて御意見をお聞かせください。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） お答えいたします。

先ほど議員から御紹介がありました他自治体の補助制度は、民間事業者が整備する移動トレーラー式トイレなどの購入費の2分の1を国の交付金を活用して市が補助金として負担するというものでございます。

民間事業者が補助金で導入したトイレは、平時は作業現場等において利用し、車体に災害時用トイレであることを表示して市民への普及啓発にも活用いたします。また、災害発生時は事業者と市が協定を締結し、避難所等で優先的に使用する、そういった仕組みであります。この補助金を採用することで、先ほど議員から御指摘のありました市が整備した場合の平時の保管場所などの課題も解決でき、御提言の官民連携による防災力強化に寄与するものであると、かように考えております。こういった制度設計を考えておまして、設計に向けましては、導入が見込まれる民間事業者への

ヒアリングなど実現可能性の調査を行い、官民連携による移動トレーラー式トイレを含む仮設トイレの整備や有効活用につながるように、そういったことを検討してまいりたいと考えております。

(1 番議員挙手)

○議長（森藤文男） 北山浩樹議員。

○1 番（北山浩樹） ありがとうございます。実は、当市にはこの移動式トレーラートイレについて先進的な活動をされている事業所があります。そういうところの意見も聞いて、市のやはり事業所がこういうことに対して力を入れていらっしゃるということもございますので、積極的に協力をしていっていただけたらと思います。

最後になりますが、今回お話をさせていただきました移動トレーラー式トイレというものは、単なるトイレという枠を超え、能登半島地震の教訓を踏まえた災害時の命綱であります。そして、郡上のおどりははじめとする環境を支える重要なインフラにもなり得ると確信をしております。郡上市は美しい自然と豊かな歴史、文化に恵まれた地域です。この魅力をさらに高め、災害にも強く誰もが安心して暮らせる、そして訪れたいと思えるまちづくりを進めるためには、このような多機能設備の導入というのは不可欠であるかと思えます。

特に、先ほど加藤部長から御回答もありました補助金制度、クラウドファンディングなども最大的に活用し、市の財政負担も抑えながら、これらの設備を導入するということに、今後とも前向きに検討して進めていただけたらと思います。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（森藤文男） 以上で、北山浩樹議員の質問を終了いたします。

それでは、昼食のため暫時休憩をいたします。再開は午後 1 時を予定しております。

(午前 1 1 時 4 4 分)

○議長（森藤文男） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午後 1 時 0 0 分)

○議長（森藤文男） また、傍聴されている方、本当にありがとうございます。

ここで確認ではございますが、また再度申し上げますが、携帯電話のお持ちの方は、電源をお切りになるかマナーモードにさせていただきますよう、御配慮よろしく申し上げます。

また、郡上市議会傍聴規則第 8 条におきまして、傍聴人は撮影・録音等が禁止をされておりますので、併せてよろしく願いをいたします。

◇ 田代まさよ 議員

○議長（森藤文男） それでは、12番 田代まさよ議員の質問を許可いたします。

12番 田代まさよ議員。

○12番（田代まさよ） 12番 田代まさよです。議長より発言のお許しを頂きましたので、失礼いたします。

先月の5月25日に、第42回全国緑化・ぎふフェアの一環として、関の百年公園で、郡上のおどり、郡上おどりと白鳥の拝殿踊りが披露されました。どちらの踊りも一般の方々と一緒に踊ることができ、楽しく参加をしていただきました。今年も踊りのシーズンが始まります。より多くの方に郡上を訪れていただき、楽しい郡上のおどりになることを願っております。

それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

今回は、大項目2つ、「シン・郡上学」と部活動の地域移行についてと、ヤングケアラーについて質問をさせていただきます。

「シン・郡上学」と部活動地域移行については、小項目2つをお願いいたします。

1つ目に、今まで行ってみえた「郡上学」から「シン・郡上学」の移行の経緯とその違いはどのようなものがあるのでしょうか。

「シン・郡上学」については、13日の3番議員と重なることがあるかもしれませんが、観点の違いということでよろしくお願いをいたします。

「郡上学」とは、ふるさと郡上の歴史、文化、自然、産業などを調査研究し、体験、実践などを通して楽しく学び、郡上の持つ魅力や価値、課題などを幅広く認識しながら、ふるさとへの愛着を高めるとともに、郡上としての一体感を醸成し、魅力あるふるさとづくりに取り組めるよう、資質や能力の向上を図るものとあります。

市では、平成21年度、2009年より「郡上学」を推進してみえました。目的として、地域に誇りを持つこと、地域発展の意欲を高めること、地域の担い手を育てることとし、対象として、市民講座や学校教育など幅広い世代が地域について学ぶ機会を設けることとされています。

そのために、「子どもたちのための郡上学」の推進、郡上市歴史資料館の建設、「郡上かるた」の作成と普及、小中学校の施設整備、学校間の情報交流の推進、特別支援教育の充実などを進められてみえました。

「子どもたちのための郡上学」の内容としては、「郡上市青少年郷土芸能フェスティバル」や「郡上おどり発表会」などの実施、フィールドミュージアムと連携を図った短歌学習や資料館など文化施設を活用した地域学習の実施、山と川を美しくするボランティア活動の実施、関係部署や関係団体との連携による「郡上の産業」をテーマとした講座などの充実、社会福祉協議会等の関係団体との連携により、福祉やボランティア等のテーマとした「助け合うまちづくり」などの講座を実施されました。小・中・高一貫したふるさと教育（郡上学）を位置づけた教育課程を策定する中で、

地域活動・地域行事への参加を促し、伝統芸能・伝統文化の継承活動の推進を行ってまいりました。

「郡上かるた」においては、昨年度も第11回郡上かるた大会が大和のやまと総合センターで開催されました。

私も何度か「郡上学」に参加をさせていただきました。それぞれ専門的な立場でのお話や講演をお聞きすることができ、楽しく勉強することができました。

子どもたちが昔の郡上を知ることや、今現在活躍されている方の話を聞くことは、郡上の郷土愛を育み、地域の魅力と地域への愛着を感じるためにも、伝統文化・芸能を伝えるためにも、地域活動の参加をするためにも大切な行事と考えます。

その「郡上学」が、今年度、令和7年度から「シン・郡上学」に変更になりました。その経緯や今までの「郡上学」と「シン・郡上学」との違いや思い入れを、教育次長にお尋ねをいたします。

○議長（森藤文男） 田代まさよ議員の質問に答弁を求めます。

長尾教育次長。

○教育次長（長尾 実） それでは、お答えします。

平成21年度に始まりました「郡上学」につきましては、議員が御説明を頂いたとおりでございます。ありがとうございます。

学校教育においては、自然体験を含む様々な体験活動を通して、小中学校を含めた20代以下の市民は、ふるさと郡上について深く学んできたと考えております。

一方で、社会教育では、生涯学習講座や文化講座など「郡上学講座」が開催されましたが、網羅的な講座であったり、参加者が限られており、広く周知・理解されているとは言い難い状況にありました。

そのため、アウトカムを明確にして、より市民が親しみ、地域文化を継承しつつ、次代の担い手を育成し、これまでの「郡上学」をさらに深め、市民がより親しむことができる「郡上学」へと進化させることが必要であると考え、「郡上学」をシン化させた事業として名称を「シン・郡上学」としました。

「シン・郡上学」は、学校教育と社会教育を融合し、地域の魅力を体験する活動を充実させることを目的としております。「地域人材からの学び」や地域企業での「職場体験」を通じて、地域貢献活動を重視し、「社会に開かれた教育課程」を実現します。特に、学校と社会を結ぶ地域貢献活動への参画に重点を置き、これまで行われていなかったプログラムを実施してまいります。

学校教育では、これまでの地域を学ぶ学習をさらに充実させるため、地域人材の活用推進と、より実践的な体験を充実することとしております。また、社会教育では、小学生対象に「こども講座」、中学生対象に「総合文化教室」を開催し、学校では得られない自然体験や地域体験を充実させます。地域企業とも連携して「地域からの学び」を実現し、子どもたちの主体的なキャリア形成

を促進することで、郡上を愛し、大切に思う子どもへと成長をさせることを目指してまいります。

また、これまで社会教育として高校生に向けた学習機会の提供が少なかったことから、新たな取組として高校生向けに「サテライト大学」を京都大学と中京大学の協力を得て開催いたします。これは、大学機関のない郡上市において高校生に大学での学びを実感してもらい、地域の魅力を再発見することを目指してまいります。

そのほか、中高生を対象に各課と連携して、市内の観光、リゾート産業や専門性の高い優良企業、豊かな自然を生かした農林業や酪農業などの地場産業での就労体験やインターンシップを充実させ、地域の魅力を実感しつつ将来の就職につなげることを目指してまいります。

以上でございます。

(12番議員挙手)

○議長（森藤文男） 田代まさよ議員。

○12番（田代まさよ） 答弁ありがとうございます。中学校においても高校においても、新しい取組をされるということでございますので、まだ始まったばかりではございますが、今までのことも鑑みて、より充実した「深・親・進・郡上学」になるようにどうぞ御尽力をよろしく願いいたします。

それでは、小項目2つ目の質問です。

文化系部活動の地域移行と「シン・郡上学」との関わりや取組と地域移行における教員への影響についてお尋ねをいたします。

地域移行におきましては、スポーツ系については、13日に4番議員が質問されておりましたので、私は文系についてお尋ねをさせていただきます。

文部科学省において、令和5年度から部活動の地域移行として改革推進期間が始まりました。令和7年度が最終年度となります。

移行の目的は、少子化が進む中で、児童生徒が地域に応じた持続可能で多様なスポーツ・文化芸能環境を整備することとしています。

一方で、学校において教師の部活動への関与について、業務改善や勤務管理の問題、部活動指導員としての専門性などの課題もあり、地域への移行が改革推進されてきていることもあるようです。

文部科学省の中の文化庁に属する文化系の部活動の地域移行と「シン・郡上学」との関わりや取組についてお尋ねをいたします。

地域文化クラブ活動として、吹奏楽部が活動されているようですが、どのような形で進められていたのか、その点についてもお聞きいたします。

また、吹奏楽部以外の文系クラブ活動と「シン・郡上学」との関わりや取組はどのように行われるのでしょうか、教育次長にお尋ねをいたします。

そして、部活動が地域移行になることで、教員の勤務時間などが短縮され、教員の残業などには影響があるのでしょうか。

新聞によりますと、2016年の1日当たりの在校等の時間は、小学校では11時間15分、中学校では11時間32分とあり、既に8時間を超えています。2016年と2022年を比べると、残業は月80時間の過労死ライン超えは減ってきているようですが、まだまだゼロには遠く、残業は行われているようです。

そのような中、教員の業務改善や勤務管理の問題などを考えた上で、地域移行が行われる背景があると考えます。

その地域移行での進め方として、まずは休日の部活動から、段階的に地域移行を進めるのが基本ということですが、この秋からは平日は部活動が行われないので、例えば、中学生はバスなどの通学手段に関わる時間調整のため以外は、放課後にはいないという認識でよろしいのでしょうか。

その分、教員の仕事もできるということになります。苛酷な残業に見舞われる教員の仕事の軽減につながるのでしょうか。教育長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（森藤文男） それぞれに答弁を求めます。

長尾教育次長。

○教育次長（長尾 実） それでは私のほうからは、吹奏楽部、「シン・郡上学」との関わりについてお答えをさせていただきます。

令和5年時点で市内には八幡中学校、郡南中学校、大和中学校、白鳥中学校の4校に吹奏楽部とともに吹奏楽クラブがあり、4校の吹奏楽部の指導者に対して地域クラブ化についてヒアリングを行ったところ、4つの学校を統一して1つの団体にすることにより、生徒の数とともに指導者の数も確保していく方向で検討が進められました。

令和5年6月に運動部活動の地域クラブ化を推進する、「郡上市地域クラブ活動推進協会」の発足時に吹奏楽部も加わることとなりました。

令和6年4月に「郡上市吹奏楽クラブ」が発足し、当初は、平日は各学校で練習し、休日は各学校を輪番で練習会場にして全員が集まって練習しておりましたが、現在は火曜日と土曜日に旧大和南小学校を拠点練習会場として合同練習を実施し、各学校での活動はなくなっております。

吹奏楽部以外の文化クラブについては各（学校に活動の主体となる組織がないため、地域クラブとしては発足しておりません。そのようなことから、社会教育課では「シン・郡上学」の中で運動部や吹奏楽に参加しない子どもたちの居場所となる「総合文化教室」を開始しました。「総合文化教室」は、中学生が様々な文化や芸術に触れ、交流を深める場と捉え、感性を磨き、新たなスキルを身につける場になることを期待しております。

本日、タブレットに資料を用意しておりますが、令和7年度は美術ワークショップなど7つのワークショップに延べ53名が参加しております。

まずは初年度ということで実証的な講座となりますが、次年度以降も継続して開催することとしており、本年度は子どもたちのニーズも捉えながら、地元の人材や文化団体と連携しながら様々な実践的な体験を進めてまいります。よろしくお願いいたします。

○議長（森藤文男） 熊田教育長。

○教育長（熊田一泰） 私のほうからは、勤務時間と教員への影響について述べさせていただきます。

令和7年度の郡上市の教職員の1日当たりの在校時間は、小学校では4月が平均9時間11分、5月が平均9時間10分、中学校では4月が平均9時間32分、5月が平均9時間26分です。これは昨年度の同時期と比較すると、大体平均で4分から20分程度短縮されています。

また、時間外勤務が月80時間を超える教職員も減少してきております。今年度は、県も危険区域といわれる時間外勤務が月80時間以上を超える教職員を減らしていくことを重点に挙げています。郡上市の校長会や教頭会も、「市全体で月80時間を超える教職員をゼロに」という職場環境や教育風土をつくるよう働きかけをして続けています。

この秋から学校現場では、平日部活動も地域展開されることとなります。市内中学校では、下校時間が昨年度よりも早まる学校が多いと聞いています。一律ではありませんが、下校時間が15分から45分程度早まる予定です。

バス待ち時間以外の放課後に生徒はいないのかということについてでございますが、放課後については、分からなかったところを先生が教えてくれる時間だとか、それから生徒個々の係活動の準備の時間だとか、今まで部活があることでできなかったことに活用することについては、放課後の活用については学校に任せていますので、一律に誰もいないということはここでは言い切れませんが、ただ、中学校の教職員が確実に増えるであろう生徒下校後の時間ですね、これを有効に使うことで時間外勤務を減らすことができると期待をしております。

郡上市では以前から土日の活動は、原則部活動ではなく地域クラブ活動という位置づけにしてきましたので、社会人の指導者も多く入り、中学校の教職員は全国平均に比べて時間外勤務が少ない傾向にありました。これから平日部活動の地域展開に伴い、今まで以上に時間外勤務の短縮が期待できますので、これまで同様、教職員の負担軽減に向けて推進していく所存です。

ただ、郡上市の場合の部活動の地域クラブへの移行は、教職員の働き方改革のためだけでなく、少子化により中学校において部活動の成立が不可能になってきたことや、生徒のやりたい種目ができなくなってきたこと、それから教職員も少ないため専門の指導が困難になってきたことへの対応をより重視しています。人間形成において、スポーツや吹奏楽などの文化活動を体験することは大変価値のあることだと考えています。

以前から述べていることですが、部活動の地域移行によって、学校とは関係ない活動にするつもりは毛頭ありません。地域指導者との連携を大切に、教職員のできる支援を続けていってほしいと考えていますし、教職員もできる人は地域指導者として子どもたちの指導に当たってほしいと考えています。このことは引き続き、理解を広めていきたいと考えています。

教職員の働き方改革は、単に勤務時間の短縮だけに目を向けるのではなく、教職員のやりがいや働きがいにつながることを大切にすることは以前から述べられています。過度な負担とならないよう健康に留意することは、子どもたちに余裕を持って明るく元気に関わることにつながりますから、子どもたちにとっても幸せにつながります。これからも子どもたちの幸せ、成長のために教職員をはじめ地域の皆さんができることを大切にしていきたいと考えています。

児童生徒が、学校生活や地域も含めた「シン・郡上学」で学び、各種クラブ活動を心から楽しんだり、一生懸命取り組んだりすることで、自分自身の可能性を広げ、夢や目標に向かって努力できる人になっていくことを期待しています。それがひいては、たくましく共に生きる郡上人の育成につながると考えております。

(12番議員挙手)

○議長（森藤文男） 田代まさよ議員。

○12番（田代まさよ） 御答弁ありがとうございました。

「シン・郡上学」に移りましても、子どもたちが「シン・郡上学」をより身につけられるような体制もとっていただくことが大切だと思いますので、よろしく願いいたします。

また、教職員の軽減とかということもですが、なかなか教職員になられる方が少ないということもあろうかと思いますが、いやいやそうではないんだよ、すごいやりがいがある仕事なんだということもアピールをしていただき、より御尽力を頂きたいと思いますので、どうぞよろしく願いをいたします。

それでは2つ目の大項目、ヤングケアラーについてお尋ねをいたします。

ここでは小項目2つお願いをいたします。

1つ目の質問です。

令和5年の3月定例会に、ヤングケアラーの現状と支援策に向けた取組を質問させていただきました。答弁として、現段階でヤングケアラーに該当すると思われる事案が6件ある。学校や行政関係機関により対応し支援を継続中であると伺いました。それまではゼロ件ということ伺っていたので、6件もあることに大変驚いております。

令和6年度からは「こども家庭センター」が設置されました。ヤングケアラーの早期発見と適切な支援ができる組織としてどのように関わられたのでしょうか。

また、該当すると思われる6件のうち、すぐには解決することは難しいと思いますが、何件かは

改善され、件数としては減っているのでしょうか。

担当部長にお尋ねをいたします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） それでは、お答えをさせていただきます。

課題のある家庭、支援が必要な家庭については、「こども家庭センター」において、保健師が健診時に親子などの様子から状況を把握しているほか、相談員が学校との情報共有により支援が必要な家庭を把握しています。

積極的な介入が必要と思われるケースについては、要保護児童対策地域協議会のケースに登録し、学校、「県中央子ども相談センター」、民生委員、児童委員などと連携して支援策を検討することとしており、ヤングケアラーに該当しそうな事例についても、このような一連の流れの中で、最終的には、「県中央子ども相談センター」の助言を得ながら対応していくこととなります。

前回御質問いただいた際、郡上市内においてヤングケアラーに該当すると思われる事例として該当した6件のその後の状況となりますが、障害福祉サービスを所管する社会福祉課のケースとして1件ありました。こちらのケースについては、学校・行政関係機関が連携して支援することで、子どもの養育環境が改善され、現在は御自身の進路を選択して市外に転出をされておみえになります。

介護保険サービスを所管する高齢福祉課で実施いたします在宅介護実態調査には、主な介護者の年齢に関する設問があり、そこで年齢の低い介護者があれば、ケアマネジャーから情報を収集し、必要な支援につなげることとしており、該当の1件もそのケースとなります。

該当のケースの場合も、ケアマネジャーや介護サービス事業所の協力を得ながら、御家族や子ども御本人の気持ちを尊重し、支援が継続されたことにより、状況は改善し、このケースにおいても、該当者御自身の進路を選択し市外に転出されておみえになります。

小中学校を所管する学校教育課のケースとしては、当時小学生1件、中学生3件となっております。そのうち2件は、日本語が第1言語ではない御家庭において、医療機関の受診や行政手続などの場面で、家族のために子どもが通訳を行う必要があるため、残り2件は、多子世帯において兄弟の世話をしているため、いずれも学業に支障を来しているという内容でした。

4件ともに、学校行政機関による支援により改善されましたが、そのうち多子世帯に関する1件は、最近、養育環境の御心配により、要保護児童対策地域協議会の取扱事項として再度登録されました。引き続き、必要な支援を実施してまいります。

（12番議員挙手）

○議長（森藤文男） 田代まさよ議員。

○12番（田代まさよ） 答弁ありがとうございました。6件のうち、本当に5件ほど改善されてい

るといふこととごぞいますので、本当にありがたく思います。ありがとごぞいました。引き続き、1件の分には、どうぞより御尽力を頂きますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

小項目2つ目です。家族の介護や家事を担うヤングケアラー。高齢化や核家族化、共働き、共働き世帯の増加などを背景に、今や誰にでも起こり得る身近な問題です。ヤングケアラーという言葉が広く知られるようになった現在でも、その実態を正しく知っている人の数は決して多くないと思われまふ。それどころか、当事者でさえ、自らがヤングケアラーだという自覚のないまま、大変な生活を余儀なくされているケースもあることが明らかになってきました。

食事の用意や洗濯等の家事、家族の介護や通院の付添い、投薬・金銭管理、感情面での寄り添い、兄弟の世話・見守り、家族のための通訳などで自分の時間が取れない、勉強する時間が十分に取れない、ケアについて話せる人がいなくて孤独を感じる、ストレスを感じる、友人と遊ぶことができない、睡眠が十分に取れないというヤングケアラーは少なくないようです。このように、子どもや若者が担うケアの負担は大きいものがあります。

少し前のデータではごぞいますが、2021年の政府の調査では、公立中学校2年生の5.7%、17人に1人が、公立の全日制高校2年生の4.1%、24人に1人が世話をしている家族がいると回答をしています。

本当はやりたかった勉強に励んだり、友達と遊んだり、子どもとしての時間を優先すべきと考えまふ。当事者や周りの人がヤングケアラーだということに気づき、声をかけ、手を差し伸べることで、子どもが子どもでいられる場所を作っていくことができるのではないのでしょうか。

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律において、子ども・若者育成支援推進法が改正され、2024年6月12日に施行されました。家族の介護、その他、日常生活の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者として、ヤングケアラーが国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象として明記されたところとす。

市においても対応していただいていると思ひますが、市でのヤングケアラーの件数は増えているのでしょうか。周りの大人や制度側が気づく仕組みが必要と考えまふ。発見のためにはどのような取組を行ってみえるのでしょうか。また、児童生徒や市民への周知方法はどのようにされているのでしょうか。担当部長にお尋ねをいたします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めまふ。

田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） 現在、ヤングケアラーの可能性があるケースとしては、先ほど御回答させていただきました、再度、要保護児童対策地域協議会に登録した多子世帯において、兄弟の世話をすることにより学業に支障を来している可能性がある事例1件となります。このケースについては、近日中に「県中央子ども相談センター」の協力を得て支援策について協議することとなつて

おります。

早期発見のため、冒頭で説明いたしましたように、保健師による健診時の確認、学校との情報共有などにより把握に努めているほか、小中学校で定期的実施しています「心のアンケート」において家庭の状況を聞くことにより状況の把握を行っております。また、過去には、民生委員・児童委員の方から頂いた心配の声が潜在的事例の把握につながったケースもあることから、民生委員・児童委員は情報の把握に貴重な存在となっただいております。

ヤングケアラーの周知については、啓発用のリーフレットなどを小中学校で配布していただいております。ヤングケアラーに至らないまでも、要保護児童対策地域協議会にケースとして登録される家庭に関する学校からの相談につながる状況となっております。

また、昨年度、「郡上市こども計画」の策定時に、郡上高校、郡上北高校の生徒を対象に実施したアンケートにおいて、啓発の意味も含め、ヤングケアラーの認知度について質問を設定したところ、ヤングケアラーという言葉も内容も知っているという答えの割合が42.4%。言葉は聞いたことがあるという程度の割合が15%と、合わせて5割を超える程度で、それほど認知度が高くないことが分かりました。

そのアンケートにおいて、家の手伝いや仕事でほかの人よりも時間が制限されていると答えられた生徒の中で、1日に4時間くらいと答えた生徒は全体の3%、15件、2時間から4時間と答えた生徒は全体の3%、17件あり、この中にはヤングケアラーである生徒が含まれる可能性があるかと推察されます。

現在把握しているケースとしましては1件と少ない状況ではありますが、ヤングケアラーであるか、家の手伝いの範囲なのか、そういった線引きは難しく、本人の訴えがないと発見が遅れる可能性もあることから、引き続き、小・中学校、高校、民生委員・児童委員、県中央子ども相談センターなどの関係機関との情報共有を図り、把握に努めるほか、ヤングケアラーという問題が広く認知されるよう、啓発に努めていく必要があると考えております。

以上です。

(12番議員挙手)

○議長（森藤文男） 田代まさよ議員。

○12番（田代まさよ） 答弁ありがとうございました。高校生の分で、4時間以上が15件、2時間ぐら이가17件ということでございますので、これ、もうヤングケアラーに該当しそうという感じがしますが、本当に本人自身がそうなんだということがなかなか分からないと思うんですね。

なので、高校生が2時間もそんなお手伝いするということは、やはり助言をしていただきたいなとお聞きして思ったんですが、本当に、それに加えて、4時間以上何かお手伝いをしているということは、お手伝いの範囲をはるかに超えていると思いますので、ぜひぜひ、そういった生徒たち

には、こちらからというか、学校からでも行政の方からでもよろしいので、手を差し伸べていただきたいと思いますし、やっぱりちょっとかわいそうだなと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

また、なかなか子どもたちが自分がヤングケアラーだということが分からないので、お手伝いの範囲か、それともヤングケアラーなのかということが、やはり周りもなかなか分かりにくいことではありますが、やはり地域の皆さん、そして学校での子どもたちの、見回りというか、しっかり見ていかな、私自身もあかんと思いますので、そういう地域がみんな温かい目で子どもたちを見守れるような社会にしていかなあかんなど、今つくづく思いました。高校生のことについては、本当にどうかよろしくをお願いをしたいと思いますので、お願いいたします。

少し時間を残しましたが、本日の私の一般質問はこれで終了したいと思います。本日はありがとうございました。

○議長（森藤文男） 以上で、田代まさよ議員の質問を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。再開は13時50分を予定しております。

(午後 1時37分)

○議長（森藤文男） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午後 1時50分)

◇ 原 喜与美 議員

○議長（森藤文男） それでは、16番 原喜与美議員の質問を許可いたします。

16番 原喜与美議員。

○16番（原 喜与美） それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

2日目の最後の番となりまして、皆さん方には一番辛い時間かと思いますが、どうぞよろしくお付き合いをお願いいたします。

今回も、2つテーマを申しまして、質問をさせていただきます。

まず1つ目には、八幡城の再建100年の記念事業について御質問をさせていただきます。

この案件につきましては、副市長より答弁をお願いいたしますので、よろしく願いをいたします。

本市のシンボルである現在の八幡城は、1933年（昭和8年10月）に、当時の町長であられました仲上忠平氏の発案の下、再建・築城をされたものと認識をいたしております。

再建に対しましては、以前の城の資料が全くなくて、相当苦勞の末、大垣城を参考に図面を引き、建築をされたものと聞いております。

歴史的には、1559年に今の城山に見張りのとりでが築かれたのが始まりで、その後、二、三十年後の1500年の後半になりますが、城としての城郭が築かれたものと古文書に記されております。その後、1871年の廃藩置県の発令により、城の維持管理の問題から取り壊しの命令が下って、それまで古い城は残っていましたが、その命令により400年ほどの歴史を持つお城は取り壊されたものであったと記録に残されております。

その城の基となります、いわゆるとりでが築かれましてから、現在で450年ほどになるということでもあります。

この再建されました城に関しましては、後、1983年（昭和58年）になりますが、再建50周年を迎えられて、盛大な祝賀行事も行われたようでございます。

そして、2033年（令和15年）ですが、再建100周年目の大きな節目を迎えることになるわけであります。

つまり、この先8年後には、その100年目が到来をいたします。90周年に当たります一昨年には、それぞれ記念事業も行われたようございまして、それはそれで意義のあることですので、大いに盛り上げていただいてよかったことと思っております。

そこで、大きな節目となるこの再建100周年には、それを飾る一大イベントの企画を願うものであります。

この件につきましては、過去にも複数の同僚議員からお話があったことでもありますが、何とかそれらしき事業を実現したいものと思う次第であります。

近年は、学校施設の統合を含む公共施設適正化計画の実施やら、また、偕楽園の移転など大型プロジェクトもめじろ押しでございます。大きなイベントなど到底考えにくい状況であることはよく分かっておりますが、本市の最大のシンボルでもあります観光の目玉であるお城のこの記念すべき大きな節目にあることから、それなりの記念事業を企画してほしいと懇願をいたすわけでございます。

そこで、こうした大きなイベントを実施しようとするれば、それなりの期間とまた費用が必要となります。

したがって、一年でも早く企画をして、少しずつ時間をかけて進めていかなければならないと思っております。

特にこの厳しい財政の中にあつては、こうした一大イベントを実施するには早めの準備が必要で、まあ、8年余りがあるわけではございますが、この期間のうちに企画発案の検討を始めておくべきと考えております。

したがって、これに伴います検討委員会などの設置も検討されて、綿密な協議を加え、有意義で記憶に残る事業の計画をお願いしたいと思っております。

観光立市郡上のシンボルである郡上八幡城の再建100年の大きな節目であることから、それなりの記念事業を期待いたしております。

例えばで申し上げますと、城山に登る道路の改修が必要なことから、道路のルート変更も視野に入れた抜本的な改良や、また、実現は不可能かと思いますが、ゴンドラやリフトなどを建設した登城方法の検討も大きな夢であると思っております。

いずれにしても、お城の再建100年目という大きな節目にふさわしい一大記念事業となることから、その実施に伴いましてのお考えをお尋ねいたしたいと思っております。副市長、よろしく願いをいたします。

○議長（森藤文男） 原喜与美議員の質問に答弁を求めます。

置田副市長。

○副市長（置田優一） まず、郡上八幡城の整備についてお答えをします。

郡上八幡城は、戦国時代から続く典型的な山城で、平地に建つ名古屋城や大阪城、姫路城のような大きな天守閣を持つ平城とは異なり、山の地形を生かしたコンパクトな造りが特徴になります。そのため、アクセスには少し苦勞があります。

車でお越しになる方にとっても、山頂近くの駐車スペースが限られていますので、決して便利とは言えません。

しかし、この不便さは、自然の中を歩きながら歴史に触れる、そうした体験にもなりますし、訪れる方に特別な思い出を提供する、つまり郡上八幡城の魅力の一つとも言えると思っております。近年、観光地における過度な観光客の集中、いわゆるオーバーツーリズムが問題となっていますが、郡上八幡城は比較的小規模な施設ですので、過剰な混雑は起きにくい状況かと思っております。

この点を考慮し、城山での大規模な改修、拡張工事は現時点では行わない方針です。駐車場を大幅に増やしたり、現代的なゴンドラやリフトを整備するといったことは、歴史的な景観や山城の趣を損なう可能性がありますので、代わりに現在の自然環境や歴史的な価値を大切にしながら、安全対策や景観向上などの整備を進め、訪れる方が安心して楽しめる環境を整えていきたいというふうに考えています。

次に、100周年記念事業に向けての考え方についてお答えをいたします。

郡上八幡城は8年後に再建100周年という大きな節目を迎えます。この記念すべき年に向け、郡上市の歴史や文化を学び、次世代に引き継ぐ取組をシン郡上学の中で教育プログラムとして実践をしていくことを検討していきたいというふうに考えています。特に地域の子どもたちに焦点を当て、小学生や中学生が郡上八幡城や城下町の歴史を調べる機会を増やしていく。といったことを行っていきたいというふうに思っております。

また、記念事業は華美過ぎるイベントは避け、郡上らしい地域密着型の内容を重視したいと思

ます。郡上八幡産業振興公社や郡上八幡観光協会といった地元に根差した組織が中心となって、それらの団体が地域住民や地元企業と協力しながらアイデアを出し合い、具体的な計画を立てていくのが理想的だというふうに考えています。

これまで行政主導で行われることが多かった地域行事を、今回は住民が、市民が主体となって企画運営することで、郡上市の新しい未来を築く一歩にするなど、市民の皆さん一人一人が自分たちのまちを自分たちで盛り上げるという意識を持って主体的に動くことで、郡上市の新しい魅力が生まれ、住民自治の精神が根づくことを目指します。

この取組を通じて、郡上八幡城が単なる観光地ではなく、地域の誇りや絆を象徴する場所として未来に受け継がれていくことを願っています。

以上でございます。

(16番議員挙手)

○議長（森藤文男） 原喜与美議員。

○16番（原 喜与美） ありがとうございます。御答弁の内容はよく分かりました。お金もかかることですので、お金をかければどのようなこともできるかもしれませんが、今、御答弁いただきましたように、子どもたちを中心に、地元の人たちにこの地元の城をしっかりと見ていただくというか、覚えていただく、認識していただく、これは大事なことでございまして、よそばっかりに発信するばかりじゃなくて、地元の市民が知らないということではまずいということだと思いますので、そのような活動をよろしくお願いをしたいと思います。

厳しい財政でございますので、やりたくてもやれないというようなもどかしさはあるかと思いますが、最近よくやられますクラウドの手法なども検討をされまして、いずれにしても記憶に残る一大イベントができればということをおもっておりますので、よろしくお願いを申し上げまして、この質問を終わらせていただきます。

それでは、2つ目の質問に入ります。

集落支援員制度の導入についてお伺いをいたします。

総務省では地域の課題を把握し、地域住民との話し合いをサポートする集落支援員を設け、2008年より全国的な展開をされております。

令和6年度の全国実績では、専任の支援員が2,645名、兼任――掛け持ちということですが、兼任の支援員が3,022人、この方々が活躍をしてみえるということでございます。

支援員制度を導入した自治体には、国より特別交付税による支援措置があると聞いております。

この制度は地域おこし協力隊の制度と似通っておりますが、郡上市が抱えている将来的課題としての集落の存続、また再編や小さな拠点づくり対策、及び、所管が変わりますが、農林水産部の地域計画にも必要な役目の仕事をしていただける方ではないかと思うわけでございます。

そこで、県内の状況を踏まえ、本市の導入についてお考えをお聞きいたします。よろしくお願いをいたします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

河合市長公室長。

○市長公室長（河合保隆） お答えをいたします。

集落支援員については、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウや知見を有した人材に地方自治体が委嘱して、集落の目配り役となっていただく国の取組でございます。具体的には、市町村の職員と連携して、集落の巡回や状況把握、集落点検を行い、集落のあるべき姿に向けた住民同士の話し合いの促進、これらを通じて必要とされた具体的な取組やその取組主体となる地域運営組織などのサポートを行う、こういったのが業務となっております。

全国的には、自治会長経験者や元地域おこし協力隊員、また元自治体職員などに委嘱している事例が見られます。

また、議員御紹介のとおり、この制度の財源措置といたしましては、集落支援員の活動経費や報償費を対象に、実績に応じた特別交付税措置がされるとなっております。上限額については、専任で500万円、兼任で40万円となっております。

県内では、関市や中津川市など10市町村で導入はされていると聞いております。活動先を見ますと、高齢化が著しい自治会などの比較的小規模な地域で活動するケース、また、複数の自治会の区域で組織するまちづくり協議会などの活動するケースなど、様々ございまして、こうしたところに各自自治体の狙いであったりとか、考えの違いというのが現れているのだろうというふうに考えております。

さて、郡上市では現在、小さな拠点とネットワークと、これを推進しております。その取組を進めるに当たっては、地域住民の皆さんが世代を超えて連携・協力するとともに、地域内の各種団体が専門的知見を生かしながら地域の活動に加わるなど、地域内の多様な人材が参画した地域運営組織の構築が必要であると考えております。こうした組織の運営に集落支援員が活躍していただけないか、必要性はもちろん、活動内容や任用形態など、よく研究をしてみたいと、このように思っております。よろしくお願いをいたします。

（16番議員挙手）

○議長（森藤文男） 原喜与美議員。

○16番（原 喜与美） ありがとうございます。今、答弁の中では、今から検討させていただくというふうに承りましたが、そのようなことで結構なんです。はい。

この集落支援員制度におきましては、今、御答弁にありましたように、特に郡上市辺り、典型的な中山間地域でございます、人口減少の中で、これからの地域づくりはどのようにしていくかとい

うこととなりますと、こういった支援員の方々に御協力いただいて、しっかりと、検討といいますか、相談をしていくべきかと思いますので、どうぞこの取組につきましてもしっかりと御検討いただきますことをお願いをいたしまして、質問を終わらせていただきます。

大変時間を残しまして申し訳ありませんが、これで私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森藤文男） 以上で、原喜与美議員の質問を終了いたしました。

◎散会の宣告

○議長（森藤文男） 本日はこれで散会をいたします。どうもお疲れさまでございました。

(午後 2時07分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 森 藤 文 男

郡上市議会議員 本 田 教 治

郡上市議会議員 田 中 義 久

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長

郡上市議会議員

郡上市議会議員